

# 裁判員制度

ナビゲーション

改訂版



最高裁判所

## 裁判員経験者の声

実際に裁判員を経験された方々の声をご紹介します。

最初は自分に務まるだろうかと不安があり、かなりのとまどいがあったが、裁判官、裁判員と議論する中で、時間の経過と共に裁判というものに興味が湧いてきました。これから裁判員に選ばれる方々も何ら心配する必要はないと思います。

(60代、無職)

今後の物の見方、考え方に大変プラスになると思う。これまでとは違った視点で物事に向き合うことができる。

(50代、お勤め)

何も知識がない素人でも不安になることなく参加できました。裁判員は誰が選ばれても大丈夫なんだと思えるたくさんさんの配慮がありました。貴重な経験になりました。

(40代、専業主婦・専業主夫)



仕事への影響を考えて、あまりやりたくないと思っていたが、選ばれた後に会社の上司に相談したら、「**貴重な経験だから行っておいで**」と言われてやってみたいという気持ちになった。すごく悩む場面もあったけれど、気になる部分を説明してもらえたので、**納得しながら進められた**。

(20代、お勤め)



量刑を決める際も、裁判員をする前は、裁判官の方の意見が中心になるのだろうと思っていたが、**裁判官、裁判員と公平に話し合いができたことにやりがいを感じた**。この度は貴重な経験をさせていただきました。

(30代、お勤め)

年代の違う方の意見や、多方面からの視点に気付かされることが多かった。法律に関心が湧いたし、もっと社会に目を向けようと思えた。

(20代、学生)



司法は、自分とは別世界の事と思っていましたが、そうではないとわかりました。自分も社会の一員であり、世の中で起こっている事にもっと関心を持って生活していかなければと感じました。**子供に語れる人生経験が1つ**できて良かったです。

(40代、パート・アルバイト)



## この冊子のめざすもの

裁判員制度は、国民のみなさんから選ばれる裁判員の方が刑事裁判に参加する制度です。

裁判員は、法廷で行われる審理に立ち会い、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合には、どのような刑にするのかを判断します。



平成21年にこの制度が始まってからこれまで、様々な年代や職業の方々に、裁判員として裁判に参加していただき、多くの判決が出されています。実際に裁判員裁判に参加した多くの方々からは、①審理の内容は理解しやすかった、②評議は話しやすい雰囲気、十分に議論ができた、③裁判に参加したことをよい経験と感じたなどといった感想をいただいております。多種多様な国民の方々が、充実感を持って、裁判員としての職務に従事されています。



とはいえ、実際に裁判員裁判に参加した方々の多くも、裁判員に選ばれる前には、裁判に参加することについて、責任を重く感じたりするなどして、不安を覚えておられたようです。皆様も、同じような不安や、法律の専門家ではないので正しい判断ができないのではないかといった不安をお持ちになるかもしれません。また、裁判は長くかかるのではない

か、仕事や家庭などの都合はどの程度考慮してもらえるのかといった不安や疑問をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。



そこで、私たちは、国民の皆様の不安や疑問の一つ一つに丁寧にお答えすることが、制度への御協力をお願いする上で何よりも重要であると考え、この冊子を作りました。



この冊子では、裁判員制度の概要をお伝えするとともに、裁判員裁判の流れ（裁判員に選ばれるまでの手続、裁判員裁判における審理、評議など）について、皆様にできるだけ具体的なイメージをもっていただくための情報をお伝えすることを目指しています。



もちろん、最初から最後まで読み通していただく必要はありません。どこからお読みいただいても、一部分だけをお読みいただいても必要な情報が得られるように、構成や内容を工夫しています。



なお、末尾には、裁判員制度に関する資料（各種統計データ、裁判員を経験された方々へのアンケート結果等）も掲載していますので、関心のある方は御参照ください。

この小冊子が、裁判員制度を理解するための一助となれば幸いです。



# 裁判員制度ナビゲーション

## I 刑事裁判に関する基礎知識編 ..... 1

- 1 刑事裁判とは ..... 1
- 2 刑事裁判の流れ ..... 3  
    コラム／分かりやすい刑事裁判を実現するために～公判前整理手続～
- 3 証拠の取調べ ..... 5  
    コラム／裁判員裁判における審理の在り方～見て、聞いて、分かる裁判～  
    コラム／被害者参加制度

## II 裁判員制度に関する基礎知識編 ..... 9

- 4 裁判員制度の概要 ..... 9  
    コラム／裁判員制度の意義
- 5 だれが選ばれるのか ..... 11
- 6 選ばれたら何をするのか ..... 13
- 7 裁判員の負担の実際・日当や交通費等の支払について ..... 15

## III 裁判員が参加する裁判・評議の具体的なイメージ編 ..... 19

- 8 冒頭手続～事件の争点が明らかになるまで～ ..... 19
- 9 証拠調べ手続(冒頭陳述) ..... 21
- 10 証拠調べ手続(書証の取調べ等) ..... 23
- 11 証拠調べ手続(証人尋問) ..... 25
- 12 証拠調べ手続(被告人質問)・弁論手続 ..... 31
- 13 評議・判決 ..... 33  
    コラム／多数決の方法

## IV 裁判員の選任手続の具体的なイメージ編 ..... 35

- 14 名簿作成・名簿記載通知～裁判所から通知が届く～ ..... 35
- 15 調査票～調査票を返送する～ ..... 37  
    コラム／辞退の申立てに対する判断について
- 16 選任手続期日のお知らせ～裁判の日程が分かる～ ..... 39  
    コラム／裁判員裁判に参加するための休暇について
- 17 質問票～質問票を返送する～ ..... 41  
    コラム／介護や育児を担っている人のための環境整備
- 18 選任手続期日～裁判所に行く～ ..... 43  
    コラム／質問手続の目的と質問の内容  
    コラム／質問手続の方式
- 19 裁判員の選任～くじで裁判員が選ばれる～ ..... 45  
    コラム／1人の被告人に対する複数の事件の審理について

## V 資料編 ..... 49

# この冊子の構成

(関心や興味に応じて、どこからでもお読みいただけるような構成となっています。)

## 刑事裁判について

### ● 刑事裁判とはどのようなものかについて知りたい方へ

刑事裁判の流れや、公判の中心的な手続である「証拠の取調べ」について解説しています。

## 裁判員制度について

### ● 裁判員制度の概要について知りたい方へ

裁判員制度の概要、裁判員になる資格や辞退事由、裁判員の職務、裁判員の負担など、裁判員制度に関する全般的な内容について解説しています。

## 裁判員が参加する裁判・評議の具体的なイメージ

### ● 裁判員となった場合にどのようなことを行うのかについて詳しく知りたい方へ

放火事件の裁判を素材に、裁判員に選任された方が法廷や評議の場でどのようなことを行うのかについて、具体的に紹介しています。

## 裁判員の選任手続の具体的なイメージ

### ● 裁判員に選任されるまでの手続や辞退の手続などについて詳しく知りたい方へ

裁判員に選任されるまでの過程について、手続の流れに沿って具体的に解説しています。

## 資料編

### ● 裁判員裁判に関する各種の統計資料等をご覧になりたい方へ

刑事裁判に関する  
基礎知識編

裁判員制度に関する  
基礎知識編

裁判員が参加する裁判・評議の  
具体的なイメージ編

裁判員の選任手続の  
具体的なイメージ編

資料  
編

# ① 刑事裁判とは

## I 刑事裁判に関する基礎知識編

この章では、

- ① 刑事裁判とは
- ② 第一審の刑事裁判の流れの概要
- ③ 証拠の取調べ

について解説します。

裁判員が参加することになる刑事裁判とはどのようなものかを知りたい方は、ここをお読みください。

### 刑罰の目的

殺人、放火、強盗、窃盗などの犯罪は、国民の生命、身体、財産、生活の平穏、社会公共の秩序といった、国民や社会、国家の重要な利益を侵すものです。しかし、犯罪の被害を受けた人が、直接犯人に報復したのでは、かえって社会の秩序が乱れてしまいます。そこで、国が、このような犯罪を犯した者に対して刑罰を科すことにより、これらの重要な利益を守っています。

### 刑事裁判とは

犯罪を犯した者に刑罰を科すには、刑事裁判で有罪とされ、刑が定められなければなりません。検察官は、捜査の結果、被疑者が犯罪を犯しており、刑罰を科すのが相当だと判断した場合には、裁判所の裁判を求める「起訴」を行います。起訴ができるのは、原則として国を代表する検察官だけです。

起訴された人を「被告人」と呼び、裁判所は、被告人が起訴された犯罪を犯したのかどうか（有罪かどうか）、犯罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするかを判断します。

刑事裁判では、検察官が、「被告人が犯罪を犯したこと」を証拠により証明する責任を負います。

### ◆◆ 被告人の権利 ◆◆

被告人は、弁護士を弁護人として選任すること

ができ、自分で弁護人を選任することができない場合には、国に弁護人の選任を求めることもできます（国選弁護人）。

刑事裁判では、被告人が無実の罪で処罰されることのないよう、被告人にさまざまな権利が保障されています。上記の弁護人を選任する権利もその1つですが、そのほか、法廷では、話したくないことは話す必要はなく、話さなかったということだけで不利な扱いを受けない権利（「黙秘権」）も保障されています。

### ◆◆ 証拠による裁判 ◆◆

刑事裁判で最も重要な原則は、被告人が有罪かどうか、あるいはどのような刑にするかは、法廷で適法に調べられた証拠によってのみ判断されるということです。証拠以外の、例えば、マスコミの報道やうわさなどによって判断することは許されません。また、被告人・弁護人は、証人などの証拠の適格性や信用性を争う機会を保障されます。

### ◆◆ 有罪か無罪か ◆◆

証拠によって、被告人が犯人であることが確信できれば被告人は有罪とされますが、このような確信に至らない場合（「被告人が有罪であることに合理的な疑いが残る場合」）には、被告人は有罪とはされず、無罪とされます（「疑わしきは被告人の利益に」）。

有罪の裁判が確定すれば、検察官の指揮により、刑が執行されます。



このように、犯罪を犯した者に刑罰が科されるまでのプロセスにはいろいろな段階があり、それぞれ厳格なルールがあります。

## 犯罪の捜査と裁判所

犯罪の捜査では、警察官や検察官が被疑者を「逮捕」したり、住居などを「捜索」し、証拠品の「差押え」をしたりすることもあります。逮捕や捜索・差押えも、国民の身体の自由、住居、財産に対する制限ですので、これらを行うには、裁判官の令状（逮捕状、捜索差押許可状など）が必要であり、警察官や検察官の独断ではできません。



## 刑事裁判にかかわる人たち

最後に、刑事裁判にかかわる専門家を紹介します。  
この冊子でも、あちこちで登場します。

### 裁判官



法律では、法廷で事件について審理をして判決を言い渡す主体を「裁判所」と呼びます（ニュースなどでも、「東京地方裁判所は、〇〇被告を懲役20年とする判決を言い渡しました。」といった報道がされます。）。

ただし、「裁判所」といっても、実際に裁判を行うのは「裁判官」です。裁判員裁判以外の第一審では、一定の重大な事件などは裁判官3人の合議体で審理・判決をし、それ以外の事件は裁判官1人（単独体）で審理・判決をします。

裁判所（裁判官）は、法廷で事件の審理をする際、審理の内容を整理し、進行する役割を果たします。合議体で審理する場合は、真ん中に座っている裁判長がその役割を担当します。

裁判員裁判では、6人の裁判員と3人の裁判官が「裁判所」を構成し、1つのチームとして、上記の「裁判所」の役割を果たすことになるのです。

### 検察官



検察官は、犯罪の捜査を行い、捜査によって集めた資料（証拠）に基づき、犯人だと考える人を起訴します。また、法廷での審理に立ち会って、証人尋問など証拠により犯罪を証明するための活動（立証活動）を行います。検察官は、法廷で、起訴した事実（犯罪事実）を証明する責任を負う立場にあります。

### 弁護士



被疑者や被告人は、弁護士を弁護人として選任することができ、一定の場合には、国に弁護人の選任を求めることもできます。

弁護人は、被告人の権利を守るため、被告人に対して法律の専門家としての助言をするとともに、法廷に立ち会い、被告人のために意見を述べたり、被告人のための立証活動をします。例えば、検察官が請求した証人の証言の信用性を争うための尋問（反対尋問）をしたり、被告人に有利な証人を請求し、質問（尋問）します。また、被告人に質問してその言い分を引き出したりします。さらに、事実関係に争いが無い場合でも、例えば、被害の弁償を行ったり、被害者との間で示談をするなど、被告人の刑を軽くするための活動もします。

## ② 刑事裁判の流れ

### 第一審の刑事裁判の流れ

第一審の刑事裁判は、検察官が被告人を起訴することによって始まります。起訴は、起訴状という書面を裁判所に提出して行います。

#### ◆◆ 裁判所がすることは ◆◆

起訴状の「公訴事実」の欄には、被告人が犯したと検察官が主張する犯罪事実が具体的に書かれています。

裁判所は、起訴状に書かれた犯罪を被告人が犯したのかどうか（有罪かどうか）、犯罪を犯したと認められる場合にはどのような刑にするか（「量刑」といいます。）を判断します。



裁判は、公開の法廷で行われます。法廷で行われる刑事裁判の審理及び判決の手続を「公判」といい、公判を行う日を「公判期日」といいます。

#### 争点を明らかにする

法廷では、検察官が起訴状を読み上げた後、裁判所が被告人に対し、被告人が犯した犯罪行為であるとして起訴状に書かれている事実についての言い分を尋ねます。この場合、被告人は、「起訴状に書かれた事実は間違いない」と事実を認めることもあります。逆に、「起訴状に書かれた犯罪行為は一切行っていない」と起訴状に書かれ

た事実のすべてを争うこともありますし、その一部を争うこともあります。



このように、検察官の主張と、被告人側の言い分を聞くことによって、どこに争いがあるのか（争点は何か）が明らかになります。

#### 証拠を取り調べる

次に、裁判所は、争点について判断するのに必要な証拠を取り調べます。



まず、検察官が、証拠によって証明しようとする事実を主張します（冒頭陳述）。ここでは、どの証拠でどのような事実を証明しようとしているのか、それが争点との関係でどのような意味を持つのが明らかになります。

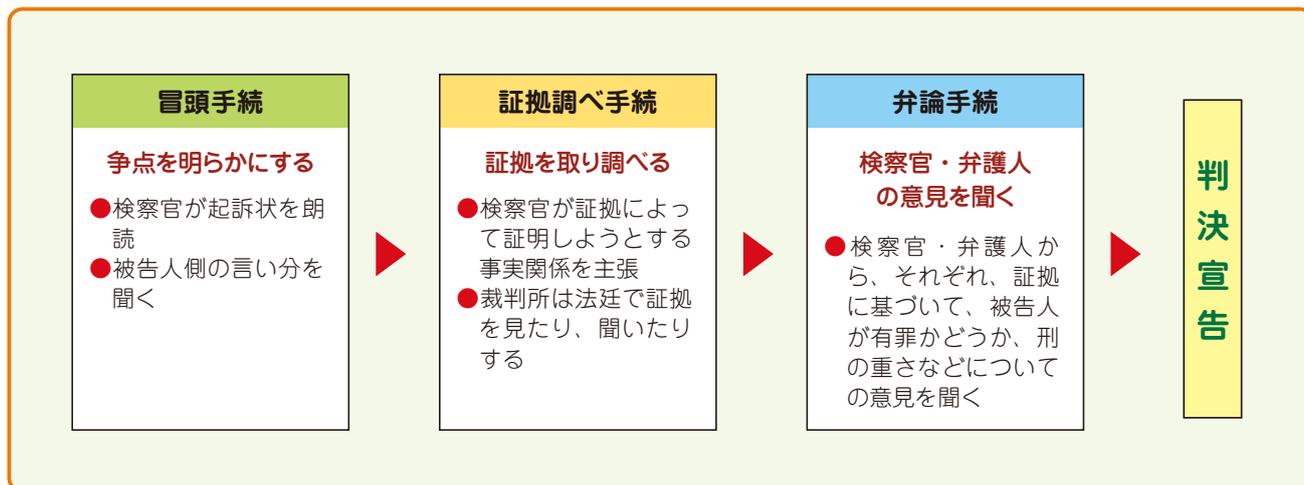
被告人が有罪であることは検察官が証明する責任を負っていますが、弁護人が、被告人に有利な事情（被告人にいわゆるアリバイがあることや、被害者との間で示談が成立していることなど）を示す証拠を出すこともあります。



裁判所は、これらの証拠を見たり、聞いたりして、事実を認定し、争点について判断をしていくのです。

「証拠から事実を認定する」ということが具体的にどのように行われるのかについては、次の③「証拠の取調べ」（5ページ）で説明します。

#### 【公判の流れ】



### 検察官・弁護人の意見を聞く

証拠の取調べが終わると、検察官と弁護人は、証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、刑の重さなどについて意見を述べます。いわば、それぞれの立場からの意見の総まとめといったところです。

その後、被告人も、事件について最終的な意見を述べます。これで、法廷での手続が終わります。

ここまでの手続を総称して「審理」といいます。

### 判決を宣告する

裁判所は、法廷で取り調べた証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にはどのような刑にするかについて議論をして（これを「評議」といいます。）、結論を決めます。

そして、法廷で最終的な結論（判決）を宣告します。



## 分かりやすい刑事裁判を実現するために～公判前整理手続～

公判前整理手続は、最初の公判期日の前に、裁判所、検察官、弁護人が、争点を明確にした上、これを判断するための証拠を整理し、審理計画を立てることを目的とする手続です。



これまでの刑事裁判、特に争点が複雑な事件などでは、事案の全容を解明するため、大量の書類を証拠として採用し、また、証人に対しても長時間にわたり詳細な尋問を行った上、裁判官がこれらの書類や証人尋問の記録（調書）を読み込んで判断をするという審理が少なくありませんでした。



しかし、裁判員の負担を考えると、大量の証拠書類を読んでもらうことや、長時間にわたる詳細な証人尋問の内容を理解してもらうのは大変です。そこで、裁判員裁判では、法廷での審理を見聞きするだけで争点に対する判断ができるような審理をしなければなりません。そのためには、何よりも、争点を明確なものとし、証拠を犯罪事実及び重要な情状事実の解明に必要なものに整理す

ることが必要です。裁判員法が、裁判員裁判ではすべての事件で公判前整理手続を行わなければならないとしているのは、このような考えからなのです。



公判前整理手続では、まず、検察官が、証拠により証明しようとする具体的事実（証明予定事実）を明らかにし、これを立証するための証拠の採用を裁判所に求めます。これに対し、弁護人は、検察官の証明予定事実をどのように争うかについて、その主張を具体的に明らかにし、その主張に即した証拠の採用を裁判所に求めます。これまで、検察官は、原則として裁判所に採用を求めた証拠のみを弁護人に開示することとされてきましたが、公判前整理手続では、それ以外の証拠についても、一定の範囲で弁護人に開示することとなりました。これにより、弁護人は、公判前の早い段階で、こうした証拠を検討し、その主張を具体的に明らかにできるようになりました。裁判所は、検察官や弁護人の主張を踏まえて、争点の整理や証拠の採否を行い、具体的な審理計画を立てます。

### 3 証拠の取調べ

#### 証拠の取調べとは

刑事裁判では、法廷で取り調べた証拠に基づいて、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを判断します。

「証拠を取り調べる」とは、法廷で、凶器などの証拠物を見ること、検察官が書類の内容を読むのを聞くこと、証人や被告人の話を聞くことをいいます。

ここでは、「証拠を取り調べる」ことの具体的なイメージを見てみましょう。

#### ◆◆ 刺したのか？殺意は？ ◆◆

ある殺人事件で、検察官が、「被告人は、殺すつもり（殺意）をもって、包丁で被害者の胸を1回刺した」と主張し、被告人は、「被害者を脅すつもりで包丁を示したところ、奪い合いになり、もみ合って動き回っているうちに、はずみで包丁が刺さってしまった。殺すつもりはなかった」と主張しました。

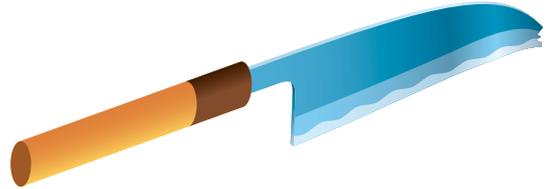
そして、検察官は、被告人が被害者の胸を1回刺したこと及び被告人に殺すつもり（殺意）があったことを証明するため、次のような証拠の取調べを請求しました。

- ① 凶器の**包丁**（先の方が曲がっており、先端が欠けている。）
- ② 被害者の死体を調べた医師の**鑑定の結果**（死体には刺し傷が1個あり、深さ15センチメートルであること、傷は背骨に達し、その部分に包丁の先端でできた傷と先端の破片があったこと。）
- ③ 事件現場の状況を記録した**実況見分調書**じっきょうけんぶんちょうしょ（現場となった室内が特に散らかっていないこと。）
- ④ **証人**（事件の目撃者）

#### ◆◆ 刺さった強さは？ ◆◆

まず、凶器の**包丁**の状態を見てみましょう。

包丁を見ると、「先の方が曲がり、先端が欠けていること」が分かります。



また、**鑑定の結果**からは、「傷が背骨に達していること」、「包丁の先端の破片が背骨に残っていたこと」が分かります。

これらのことから、包丁は、被害者に刺さったときに先端が欠け、曲がったものと考えられます。

包丁がこのように変形していることや、鑑定の結果から分かる傷の深さから、包丁が刺さった力の強さについて、どのように考えるでしょうか。

#### ◆◆ はずみで刺さったのか？ ◆◆

**実況見分調書**から、現場となった部屋の中が特に散らかっていないことが分かりました。包丁の奪い合いになって動き回っていたという被告人の言い分について、このような部屋の状況との関係で、どのように考えるでしょうか。

#### ◆◆ 目撃者は何と？ ◆◆

事件の目撃者である**証人**が、被告人がいきなり包丁で被害者を刺したと証言すると、もしその証言が信用できれば、検察官の主張どおりということになります。証人尋問では、証人がどこから見ていたかなど、証言の信用性に関する質問もされるでしょう。

#### ◆◆ 殺意の点は？ ◆◆

他方、被告人に「殺すつもり（殺意）」があったかどうかという点はのでしょうか。

これは、被告人の内心のことですが、裁判では、外部に現れた事情を基に、常識的な判断をします。仮に、検察官が主張するように、包丁で胸を1回強く刺し、深い傷を負わせたことが認められた場合、皆さんの感覚では、殺すつもり（殺意）があったと判断しますか。

具体的な事件でどのように結論が導き出されて

いくのか、より詳しく知りたい方は、「Ⅲ 裁判員が参加する裁判・評議の具体的なイメージ編」(19

ページ～)をお読みください。



### 裁判員裁判における審理の在り方～見て、聞いて、分かる裁判～

裁判員裁判では、裁判員の方々が法廷での審理を「見て、聞いて」分かるような裁判を心がけています。

そのために、裁判員裁判では、審理に先立って、公判前整理手続で事案の真相解明に必要な争点と証拠を整理します。検察官、弁護人は、そこで整理されたところに基づいて、証拠調べの初めに行われる「冒頭陳述」で、それぞれの事件の見方を踏まえて、①争点に関する双方の主張と②どの証拠でどの主張を裏付けるのかを、分かりやすく簡潔に提示します。



個々の証拠の取調べに当たっては、実際に事件を見聞きするなどした人に、証人としてみなさんの目の前で語ってもらいます。

また、図面などの取調べに当たっては、適宜、法廷内のディスプレイを用いるなどして分かりやすく説明するよう

な工夫がされます。

難しい法律用語については、平易に言い換えたり、本質的なところから分かりやすく説明するなどします。



こうした分かりやすい審理は、充実した評議を行うための不可欠の前提でもあります。裁判員は、審理を見て、聞いて、考えたところ、感じた点を評議の場で率直に述べ、他の裁判員や裁判官と意見を交換していくことになります。

なお、実際に裁判員を経験された方々からは、「審理内容は理解しやすかった。」「評議で十分に議論ができた。」との感想が、多く寄せられています。



模擬裁判の様子（大阪地方裁判所）

## 刑事裁判で取り調べる証拠の例

### ● 犯行に使用された凶器など

例えば、被害者を刺した包丁など



法廷で示されますので、これを見て、その存在自体から「包丁で刺した」ことを認定する資料としたり、その大きさや形を「殺すつもり（殺意）があったこと」を認定する資料としたりします。

### ● 実況見分調書、検証調書

警察官が、事件現場などの状況を確認し、その結果を記録した書類



通常、現場の見取図や写真が付いており、位置関係などを確認することができます。法廷で検察官が読み上げた内容が判断の資料になります。図面や写真は、その内容を見て判断の資料にします。

### ● 鑑定の結果

医師などの専門家による、その専門知識を用いた判断。鑑定人が法廷での尋問で、判断に至る過程とともに口頭で説明することもあるが、書類（鑑定書）として提出されることもある。例えば、死体を解剖した医師が作成した被害者の死因、死体にある傷の位置や数、深さなどに関する鑑定書、現場に残された血液などに関するDNA型鑑定書など



鑑定書が提出された場合、検察官が法廷でその内容を読むのが通例ですが、内容が専門的ですので、裁判員裁判では、作成した鑑定人を証人として尋問する際に鑑定書の内容を分かりやすく説明してもらうなどの工夫がされます。

### ● 証人

目撃者などの証人の話を法廷で直接聞きます（証人尋問）。



証人尋問は、検察官や弁護人が証人に質問し、これ

に証人が答える形で進行していきます。証人尋問では、事件の状況などのほか、目撃した位置・距離、当時の明るさなど、証言の信用性にかかわることも質問されます。

事件を直接目撃した証人の証言などは判断の決め手になるものが少なくありませんが、思いこみや勘違い、記憶の薄れなどにより誤りが混じる危険もありますので、証言の信用性は、特に慎重に判断されます。

### ● 被告人

被告人が法廷で話した内容も証拠となります。



通常、弁護人や検察官が法廷で質問をし、被告人が答える形で進行します。事実関係が争われている事件では、被告人自身が検察官が請求した証拠と異なる話をする場合が多く、その場合は、そのいずれが信用できるかが問題となります。また、被告人が事実関係を認めている事件では、被告人が、その反省状況等を示す話をする場合があります。

### ● 供述調書

人が話した内容を記録した書類。例えば、参考人や被告人などが警察官や検察官に話した内容を記録した書類など



供述調書は、検察官が法廷でその内容を読むのを聞くこととなります。これまでの刑事裁判では、大量の供述調書が証拠として採用され、法廷ではその要旨のみが告げられ、裁判官が法廷外で内容を読み込んで判断資料とするというのが通例でした。

しかし、裁判員に供述調書を読んでもらうわけにはいきませんし、そうかといって、大量の供述調書が読み上げられるのを聞くのも負担が大きくなります。そこで、裁判員裁判では、このような証拠書類は最小限にとどめ、法廷で直接話を聞く（証人尋問又は被告人質問）ことが中心となります。

**コラム** 被害者参加制度

被害者・遺族が裁判員裁判の手續に参加することができます。

被害者参加制度とは、一定の刑事事件の被害者や遺族から申出があり、裁判所が許可した場合には、被害者・遺族が原則として公判期日に出席できるほか、一定の要件のもと、証人の尋問、被告人に対する質問などを行うことができるとする制度で、平成20年12月1日から施行されました。

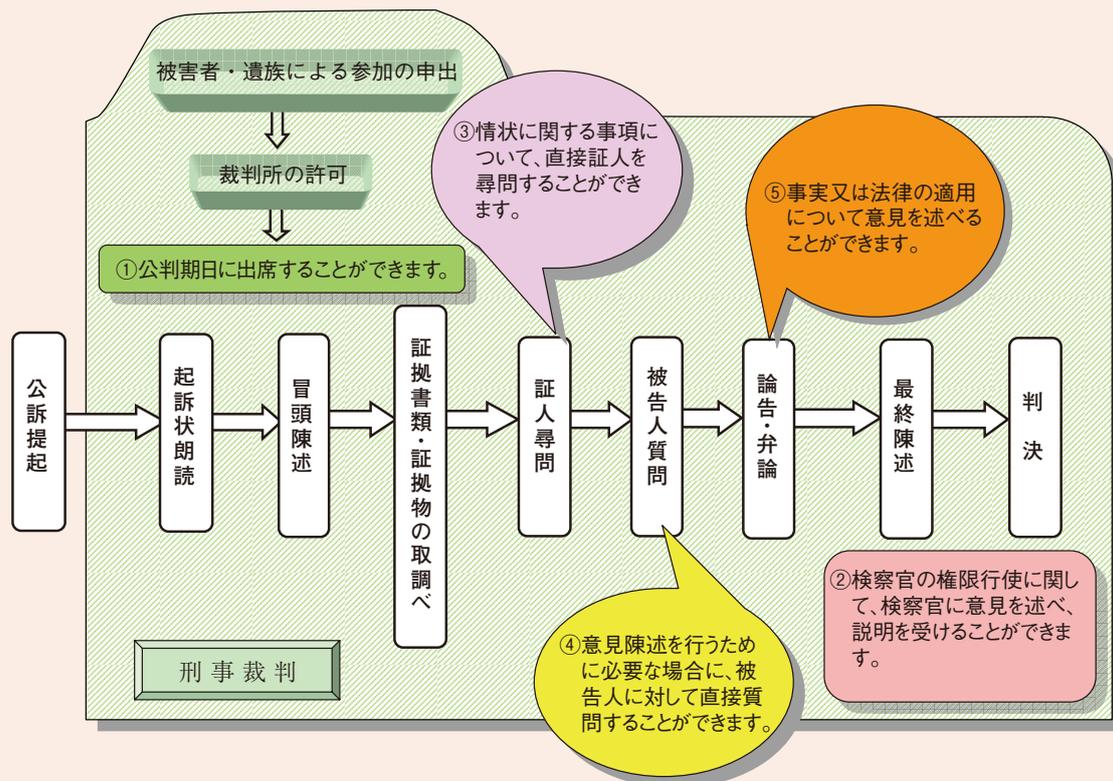
裁判員裁判の対象事件のうち、殺人、強盗致傷、危険運転致死などの刑事事件は被害者参加制度の対象事件でもあります。そこで、これらの事件については、被害者・遺族が、裁判員裁判の手續に参加することができます。

参加が許可された被害者・遺族ができることは、次のとおりです。(被害者・遺族の弁護士が行うこともあります。)

- ① 公判期日への出席(被害者・遺族は、検察官の横や後ろなどに座ります。)
- ② 検察官の権限行使に関し、検察官に意見を述べ、説明を受けること。
- ③ 証人への尋問(情状に関する事項に限られます。)
- ④ 被告人への質問
- ⑤ 事実又は法律の適用についての意見陳述

被害者・遺族は、検察官とコミュニケーションをとりながら、これらの行為を行います。

**【参加が許可された被害者・遺族ができること】**



## 4 裁判員制度の概要

## II 裁判員制度に関する基礎知識編

この章では、

- ① 裁判員制度とはどのような制度か
- ② だれが裁判員に選ばれるのか
- ③ 裁判員に選ばれたら何をするのか
- ④ 裁判に参加することでどのような負担が生ずるのか

など、裁判員制度に関する全般的な内容について、解説します。

裁判員制度のおおまかな内容を知りたい方は、ここをお読みください。

## 裁判員制度とは

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されています。

## 裁判員裁判を行う裁判所

裁判員裁判を行う裁判所は、地方裁判所のすべての本庁（50か所：各都道府県の県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路）及び一部の地方裁判所支部（10か所：立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）です。



裁判員裁判用法廷（釧路地方裁判所）

## 裁判員裁判の対象事件

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪に関する第一審（地方裁判所）の刑事訴訟事件です。例えば、殺人罪、強盗が人を死なせたりけがをさせる強盗致死傷罪、人の住居等に放火する現住建造物等放火罪、身の代金目的誘拐罪、無謀な運転により事故を起こして人を死なせる危険運転致死罪などに関する裁判です。

令和4年に全国の地方裁判所で受理した事件のうち、裁判員裁判の対象となる事件は839件でした。

### 裁判員裁判の対象事件

- 殺人
- 強盗致死傷
- 現住建造物等放火
- 身の代金目的誘拐
- 危険運転致死
- 傷害致死
- 保護責任者遺棄致死
- 覚醒剤取締法違反（財産上の利益を得る目的で覚醒剤を密輸入した場合）など

## コラム 裁判員制度の意義

刑事司法の目的は、適切な刑罰権の発動により、生命、身体、財産など、国民の重要な利益や社会秩序を保護することです。その中でも、刑事裁判は、被告人の権利を保障しつつ、厳格な手続の下で適正な審理を行い、適法な証拠に基づいて被告人の有罪・無罪を判断し、刑を決めるという中核的な役割を担っています。



このような役割を果たすため、特に重大な事案や複雑な事案などでは、大量の書類を証拠として採用し、多数の証人に対して細部にわたる尋問を行うなどの精密な審理を行った上、詳細な理由を付した判決をすることが少なくありません。結果的に、法廷でのやりとりよりは書類や尋問の記録（調書）を法廷外で精査することに重点が置かれます。



このような精密な審理や判決の仕方が適正な裁判の実現に寄与してきたことは事実ですが、反面、法律専門家でない国民にとって、法廷での審理や判決の内容を理解することは極めて困難です。我が国の刑事裁判の適正さについては、これまでも多くの国民から信頼されていますが、それは、裁判官、検察官、弁護人の専門性に対する信頼に基づくものではあっても、必ずしも審理や判決内容を十分に理解した上でのものとはいえない面があります。



専門性の典型である医療の世界でも、医療行為の説明と患者の自己決定（インフォームド・コンセント）が潮流となる時代であり、国民生活の基盤である社会の安全を支える刑事司法の運営についても、国民の関心が一層高まることが予想されます。

そのような中で、将来にわたって、刑事裁判に対する国民の信頼を確保し、その基盤を強固にするためには、国民に、被告人の有罪・無罪の判断や刑の決定のプロセスに直接参加していただき、刑事裁判が果たす役割を実感していただくことが最も効果的です。そして、参加していただく以上、必然的に、法律専門家でない国民にも分かりやすく、法廷での審理が中心となる裁判が行われることになり、法廷で傍聴される方にとっても理解が容易になるはずですが、また、裁判官だけでなく、6人の国民のさまざまな視点が審理に反映されることから、裁判の内容も、より多角的で深みのあるものになることが期待されています。



裁判員制度の意義について、その導入を提言した司法制度改革審議会の意見書（平成13年6月）や裁判員法1条が、裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解を増進させ、その信頼の向上につながるということを述べているのは、以上のような考えに基づくものと思われます。

## 5 だれが選ばれるのか

### 裁判員になる資格

#### ◆ 有権者の中から無作為に ◆

裁判員は、衆議院議員の選挙人名簿に登録された有権者の中から、くじにより無作為に選ばれます。また、裁判員は、各地方裁判所の管轄区域に居住する有権者の中から選任されますので、転居した場合などを除き、居住地を管轄する地方裁判所以外の裁判所の裁判員に選ばれることはありません。

#### ◆◆ 裁判員になれない人 ◆◆

裁判員は、司法という国の作用に直接関与し、非常勤の国家公務員となりますので、国家公務員になる資格のない人や、司法作用に関与することが相応しくない禁錮以上の刑に処せられたことのある人などは、裁判員になることはできません。

また、広く国民の良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から法律専門職などが、三権分立への配慮から国会議員などが、従事する職務の特殊性等から自衛官などが、それぞれ裁判員の職務に就くことを禁止されています。

### 裁判員を辞退できる場合

広範な国民の参加によりその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の負担が著しく大きなものになることを回避するため、法律や政令（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」）で、辞退を申し立てることができる事由を定めています。

### 裁判員に選ばれる人数、確率

裁判員は、原則として、事件ごとに6人選任されます。

また、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、補充裁判員を選任することがあります。補充裁判員は、最初から審理に立ち会い、裁判員が急病等で出席できないような場合に、代わって裁判員に選任されます。

#### ◆◆ 約17,700人に1人 ◆◆

令和4年に裁判員等に選ばれた人は、裁判員は4,413人、補充裁判員は1,527人でした。これを前提にすると、裁判員等に選ばれる確率は、全国で1年あたり、全有権者の約17,700人に1人程度（約0.01%）となります。

### 【法律や政令で定められている辞退事由】

#### 裁判員法

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限る）
- ③ 常時通学を要する課程に在学する学生、生徒
- ④ 一定期間内に裁判員や検察審査員などの職務に従事したり、裁判員候補者として裁判所に来た人（ただし、辞退が認められた人は除く）
- ⑤ 以下のやむを得ない事由その他政令で定める事由があって、裁判員の職務を行うこと又は裁判所に行くことが困難な人
  - ・ 重い疾病や傷害により裁判所に行くことが困難である
  - ・ 同居の親族を介護・養育する必要がある
  - ・ 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある
  - ・ 親族の結婚式への出席など社会生活上の重要な用務がある
  - ・ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある

#### 政令で定める事由

以下のような事由があって、裁判員の職務を行うこと又は裁判所に行くことが困難な人

- ・ 妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない
- ・ 同居していない親族又は親族以外の同居人を介護・養育する必要がある
- ・ 親族又は同居人が重い病気・けがの治療を受けるための入通院等に付き添う必要がある
- ・ 妻・娘が出産する場合の入退院への付き添い、出産への立ち会いの必要がある
- ・ 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である
- ・ その他、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずる

## 裁判員に選ばれるまでの手続の流れ

裁判員が選ばれるまでの手続の流れは、下の図のとおりです。



各地方裁判所は、前年の秋ころまでに、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成し、この名簿に記載された方には、その年の11月ころにその旨の通知（名簿記載通知）がされます。

この時、あわせて、調査票が送付され、1年を通じた辞退の申立ての有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月の有無などをお尋ねします（詳しくは、「⑯ 調査票」(37ページ)参照)。

翌年、各地方裁判所は、裁判員裁判の対象事件ごとに、裁判員候補者をくじで選び、裁判員を選ぶ手続（選任手続）を行う日に地方裁判所に来ていただくためのお知らせを送付します（このお知らせは、法律上「呼出状」と呼ばれています。）。

この時、あわせて、質問票が送付され、裁判員になれない事由の有無、裁判員となることを辞退する申立ての有無及びその事情などをお尋ねします（詳しくは「⑰ 質問票」(41ページ)参照)。質問票の記載から、裁判員になれないことが明らかな人や辞退が認められた人については、お越しいただく必要がなくなった旨を改めてご連絡します。

選任手続の当日、裁判長から、裁判員になれない事情や辞退申立てに関する事情を尋ねます。この質問には、検察官と弁護人が立ち会います。

裁判員になれない事由がある人、辞退申立てが認められた人などを除いた裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員が選任されます。



質問手続（模擬）の様子（さいたま地方裁判所）

## 6 選ばれたら何をするのか

### 裁判員の職務

裁判員の職務は、大きく分けて、法廷での審理に立ち会うこと、評議で意見を述べること、判決の宣告に立ち会うことの3つです。

### 法廷での審理

裁判員は、法廷で取り調べられた証拠をもとに、まず、起訴状に書かれた犯罪行為を被告人が犯したかどうか（有罪かどうか）を判断します。

法廷で「証拠を取り調べる」というのはどのようなことでしょうか。

証拠の内容は以下のとおりさまざまですが、各証拠がどのような事実や争点にどう関連するのかが、事前に検察官、弁護人から明らかにされますし、裁判官からも、十分な説明がされます。

#### ◆◆ 書類が証拠となった場合 ◆◆

検察官や弁護人が、法廷で、書類の内容を朗読しますので、これを聞けば何が書かれているか理解できます。書類によっては、図面や写真が付いていることもあり、これらは法廷で見ることにより、何が書いてあるか、何が写っているかが分かります。例えば、殺人事件の現場の見取図では、被害者の倒れていた場所、包丁が落ちていた位置や相互の距離などが示され、写真では、それぞれの場所の状況がそのまま写っています。

#### ◆◆ 凶器の包丁が証拠となった場合 ◆◆

法廷で包丁の状態を見ます。先端が欠けている、先の方がやや曲がっているなどの様子に分かります。

#### ◆◆ 証人尋問の場合 ◆◆

検察官、弁護人が証人にそれぞれ質問をしますので、その答えを聞きます。例えば殺人事件で、被告人がいきなり被害者の胸を包丁で刺したのが争点となり、現場で事件を目撃した人が証人となりました。証人には、事件の具体的な状況についての質問がされるほか、目撃した位置、時間、周囲の明るさなど、証言の内容をそのまま信用してよいかどうかの判断に必要な質問もされる

でしょう。証人尋問では、裁判員も、裁判長に申し出た上で、証人に直接質問することができます。

#### ◆◆ 被告人質問の場合 ◆◆

被告人は事実関係について、自分の言い分を述べるすることができます。通常、弁護人が質問をし、被告人がこれに答えるという形をとりますので、これを聞きます。検察官も質問をすることができます。裁判員も、証人尋問と同様、被告人に質問することができます。

#### ◆◆ 弁論手続では ◆◆

証拠調べ手続が終わると、検察官と弁護人が、それぞれの立場から、法廷で取り調べた証拠の信用性、証拠から認められる事実などについての主張を交わします（弁論手続）。これにより、これまで法廷で見聞きしてきた証拠やその評価、それらを踏まえた争点に関する判断についての双方の考え方が総合的に示され、裁判所が判断すべき問題点がより鮮明になるでしょう。

### ショートコラム 写真の取調べ

殺人事件などの証拠として、死体の写真などを見なければならぬのかといった不安を感じる方も少なくないと思います。

検察官が死体の写真を証拠として請求するのは、例えば、傷の状況によりどのように凶器が刺さったかを明らかにするため、解剖の経過の写真の取調べを請求する場合があります。また、情状に関する証拠として犯行の残虐さを証明するために請求する場合もあります。

傷の状況については、傷そのものより、医師の作成した人体図の方が傷の方向などが分かりやすい場合もありますし、専門家に傷から分かることを専門的知見に基づいて説明してもらうことの方が重要であることも少なくありません。犯行の残虐さを明らかにするために死体の写真を見るのが不可欠ともいえない場合もあります。

いずれにしても、写真を証拠として採用するかどうかは、これらの点をも考慮し、検察官の立証の目的との関係で必要かどうかを判断した上で裁判所が決定することになりますが、採用された場合の取調べの仕方については、できる限り裁判員の負担の少ない方法になるよう配慮したいと考えています。

## 評議

評議では、裁判員6人と裁判官3人が、法廷での証拠調べの結果をもとに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを議論し、結論を出します。

### ◆◆ まずは気付いたところから ◆◆

裁判員は、法廷での証拠調べを見聞きし、弁論手続で検察官と弁護人の主張を聞いた結果、争点や結論についての一応の考えや疑問を持っていることでしょう。評議では、すべての問題点について、一度にまとめた意見を述べる必要はなく、気付いたところから自由に述べてください。他の裁判員から別の見方が示されることもあるでしょう。その意見を聞いてなるほどと思えば、いつでも意見を変えてもいいのです。

裁判長や裁判官は、分かりやすく評議を整理し、裁判員が発言しやすくなるよう十分な配慮をします。

### ◆◆ 意見を自由に ◆◆

評議では、どのような議論をする場合でも、法廷で取り調べた証拠に基づいて行うことが重要です。同じ証拠をもとに、経験もバックグラウンドも異なる裁判員と裁判官とが十分に議論を尽くして出した結論は、おのずと正しい結論になるはずなのです。



評議では、全員一致で結論を導くことが大切です。

ですが、どうしても意見がまとまらない場合には、多数決で結論を決めることとなります（評決）。  
評議・評決は非公開で行われます。

## 判決宣告

評議の結果に基づき、裁判官が判決書の原稿を作成し、法廷で判決が宣告されます。裁判員の職務は、判決宣告により終了します。

## 補充裁判員の職務

補充裁判員は、裁判員と同様に、最初から審理に立ち会い、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選ばれます（補充裁判員は1つの事件につき、最大6人まで選任されます。）。

補充裁判員は、訴訟に関する書類や証拠を見ることや、評議を傍聴することなどができ、裁判官から意見を聴かれることもあります。

ただし、裁判員とは異なり、審理で証人や被告人などに直接質問することや、評決に加わることはできませんし、裁判官から意見を求められた場合を除き、評議で意見を述べることもできません。

また、審理や評議の進行状況やスケジュールなどを考慮した上で、これ以上職務を行っていただく必要がないと認められる場合には、裁判の途中で解任されることがあります。これは、補充裁判員の方のご負担をできるだけ早い段階で解消するために行うものです。



多数決の様子（広報用映画「裁判員」より）

## 7 裁判員の負担の実際・日当や交通費等の支払について

### 時間的負担

ここでは、裁判員に選ばれることによって、どのような負担が生じるのかを説明するとともに、国民の皆さんの負担を少しでも軽くするための制度設計や運用上の工夫等についても紹介します。

### 裁判に要する期間

裁判員裁判では、裁判を始める前に、検察官、弁護人及び裁判所が公判前整理手続を実施して、争点や証拠を絞り込み、審理も集中して行うことを予定しています。

裁判員裁判の多くは、6日前後で終わっていません。

### ◆◆ 審理期間が延びたら ◆◆

公判前整理手続で、裁判所と検察官及び弁護人が協議し、審理の進行について綿密な計画を立てますので、審理期間が延びるということは基本的にありません。

万一、審理期間が延びた場合は、改めて裁判員の都合をお聞きして、もし辞退事由に当たるような支障がある場合には、辞任の申立てをすることができます。

### 1日に行う裁判の時間

1日に何時間裁判を行うかは、事件の内容や裁判員の負担などを考慮し、決めていくこととなります。ただ、丸1日裁判をする場合でも、1時間に1回程度、こまめに休憩をとったり、また昼食の時間もありますので、裁判が行われる時間は、通常は1日5、6時間程度となります。

休憩時間中に自宅や職場と連絡を取ることできますし、1日の裁判が終われば、自宅に帰っていただいて構いません。

### 裁判員の守秘義務

裁判員や裁判員であった人には、裁判員法により、一定の秘密を守る義務が課されており、その違反に対しては罰則が定められています。

漏らすことが禁じられる秘密には、評議の秘密と裁判員としての職務を行うに際して知った秘密とがあり、その内容は、下の表のとおりです。

①法廷で見聞きしたことや②裁判員としての職務を行った経験や感想を述べることは何ら問題はありません。

### ◆◆ 守秘義務が設けられたのは ◆◆

このように裁判員に一定の守秘義務が課されているのは、裁判の公正さやその信頼を確保するとともに、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言うようにするためです。もし、評議で述べた意見や経過が明らかになるとすれば、裁判員は後で批判されることを恐れて率直な意見を述べることができなくなってしまうでしょう。さらに、評議の秘密を守ることは、裁判員のプライバシーを保護するとともに、報復などの不安を抱くことを防ぐことにもつながるものです。

守秘義務を課されることが負担だと感じられる方もありますが、このような守秘義務が果たす役割をご理解いただき、意識的に秘密を漏らすことはしないという気持ちを持っていただくようお願いいたします。

### 【裁判員の守秘義務】

		例
守秘義務の対象	評議の秘密	どのような過程を経て結論に達したか
		裁判員や裁判官がどのような意見を述べたか その意見を支持した数、反対した意見の数
	評決の際の多数決の数	
評議以外の職務上知った秘密	被害者など事件関係者のプライバシー	
	裁判員の名前	
守秘義務の対象外	公開の法廷で見聞きしたこと	証人尋問の内容
		判決の内容
		裁判員としての職務を行った感想

## 裁判員の保護

### ◆◆ 法律上は ◆◆

裁判員になると事件関係者などから危害を加えられるのではないかと不安を感じられる方も少なくありません。

法律では、裁判員の名前や住所など、裁判員を特定するような情報は、公にしてはならないとされています。

なお、裁判員でなくなった後に、自分が裁判員であったことを公にすることは禁止されています。

また、事件に関して裁判員に接触することも禁止されており、裁判員に頼み事をしたり、裁判員やその親族を脅した者には、刑罰が科せられることになっています。

### ◆◆ 運用上も ◆◆

このような法律上の手当のほか、裁判の運用面でも、必要に応じ、金属探知機による所持品検査を実施し、傍聴人などが刃物などを持ち込まないようにしたり、裁判員が法廷と評議室との間を移動する際などにも、事件関係者などと接触することのないよう最大限の配慮をします。

それでも、万一、被告人やその関係者に少しでも裁判員等に不安を感じさせるような言動があった場合には、裁判所として厳正に対処するとともに、検察庁や警察に対して適切な対応をするよう依頼します。どんな小さな不安でも、遠慮せずに裁判所に相談してください。

## ショートコラム もしも裁判員がけがなどをしたら

裁判員は、非常勤の裁判所職員ですので、裁判員としての職務を行っているときにけがなどをした場合には、常勤の裁判所職員と同様に、国家公務員災害補償法の規定に従って補償を受けることができます。

例えば、裁判員選任手続や裁判、評議のために、住居又は職場と裁判所との間を行き帰る途中で交通事故等によりけがをした場合や、仮に裁判員選任手続中や裁判、評議中に裁判所内でけがをした場合などには、裁判員としての職務を行うことに起因してけがをしたものとして、同法の規定に従った補償を受けることができます。

また、裁判員候補者についても、同様に補償を受けることができます。

## 精神的負担の軽減

裁判員になることで、不安に思われたり、精神的な負担を感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、裁判所では、裁判員の方の不安や精神的負担をできる限り軽減できるよう努めていますが、もし、不安に思われたり、精神的な負担を感じられるようなことがあれば、ささいなことでも、どうぞ遠慮なく裁判所にご相談ください。

また、裁判所では、メンタルヘルスの専門知識を有する民間業者に委託して、裁判員・補充裁判員に選ばれた日から無期限で利用できる「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を設置しています。電話やインターネットによる相談を、電話料・相談料無料で利用していただけるほか、対面カウンセリングを受けられる体制も整備しています。



評議（模擬）の様子（さいたま地方裁判所）

## 日当や交通費等の支払い

裁判員や裁判員候補者等として、裁判所に来られた場合には、日当と交通費が支払われます。

裁判所が自宅から遠い等の理由で、宿泊しなければならない場合には、宿泊料も支払われます。

### 日当について

日当の額は、選任手続や審理・評議等の時間に応じて、裁判員候補者は1日当たり8,100円以内、裁判員・補充裁判員は1日当たり1万100円以内で決められます。

裁判員候補者について、選任手続が午前中だけで終わり、裁判員に選任されなかった場合には、最高額の半額程度が支払われるものと思われま



日当は、裁判員等の職務に対する報酬ではなく、裁判員候補者等として裁判所に来られたり、裁判員等の職務を行うに当たって生じる損害(例えば、裁判所に来るための諸雑費や一時保育料等の出費、収入の減少等)の一部を補償するものです。

### ◆◆ 源泉徴収は ◆◆

裁判員や裁判員候補者等に支払われる日当に係る所得は、給与所得及び一時所得のいずれにもあたらないことから、裁判員等の「雑所得」として取り扱われます。



裁判所では源泉徴収は行いません。給与を1か所から受けていて、年末調整がお済みの方は、この日当による雑所得の金額等各種所得金額(給与所得と退職所得を除きます。)の合計額が20万円以下の場合、所得税の確定申告を行う必要はありませんが、一定の場合には所得税の確定申告を行う必要がある場合も考えられますので、税金の関係でご不明な点がある際には、国税庁のホームページをご覧ください。

### 交通費について

旅費として、鉄道(JR、私鉄、地下鉄、モノレ

ル、路面電車、新交通システム等)運賃、船舶運賃、航空運賃が支払われます。また、鉄道・船・飛行機以外(例えば、バス、自家用車、徒歩等)の区間は、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。

最も経済的な(安価な)経路・交通手段で計算されますので、実際にかかった交通費と一致しないこともあります。

### ◆◆ 鉄道運賃 ◆◆

JR各社、私鉄、地下鉄等の鉄道の料金が支払われます。また、特急(新幹線を含みます。)の片道の利用区間が100km以上の場合(複数の特急を乗り継ぐときはその各特急区間が100km以上の場合)には、運賃のほかに、指定席特急料金も支払われます。ただし、特急の利用区間が片道100km未満の場合であっても、特急を利用することで宿泊をせずに済むような場合には、特急料金が支払われます。

なお、グリーン料金は支払われません。

### ◆◆ 船舶運賃 ◆◆

離島から裁判所に来られる場合等、船を利用される場合には、船舶運賃が支払われます。

なお、運賃に等級を設ける船舶の場合には、運賃の等級を、3階級に区分するものについては中級の運賃が、2階級に区分するものについては下級の運賃が、支払われます。

### ◆◆ 航空運賃 ◆◆

離島や遠隔地から来られる場合等、飛行機を利用しなければならない場合には、航空運賃(空港施設使用料を含みます。)が支払われます。

なお、スーパーシート料金は支払われません。

また、飛行機を利用する場合には、原則として予約の変更が可能な「往復割引の航空券」(帰りの便を指定しなくても購入できます。)や「離島割引の航空券」を購入していただくようご協力ください。往復割引や離島割引以外の券種を購入した場合には、各種手数料(事務取扱手数料、株主優待券使用料、株主優待券仕入れ代金、座席指定料等)は支払われません。往復割引や離島割引以外の券種を購入予定の場合には、呼出状に記載されている裁判所へあらかじめご相談ください。

◆◆ 鉄道・船・飛行機以外の区間の交通費 ◆◆

鉄道の便がない区間又は船舶の便がない区間については、距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。

なお、バス、タクシー、自家用車を利用して来られる場合でも、所定の鉄道運賃や距離に応じて1km当たり37円で計算した金額が支払われます。バスやタクシーの料金やガソリン代等は支払われません。

ただし、お身体が不自由な場合や、天災その他やむを得ない事情によりタクシーを利用したような場合には、例外的にタクシー料金の実費が支払われる場合もあります。

す。

宿泊料が支払われると見込まれる方には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」にその旨を表示してお知らせします。

なお、自宅に泊まる等、宿泊料がかからないことが明らかな場合には、宿泊料は支払われません。

宿泊料について

支払われる宿泊料の額は、実際にかかった宿泊料金の金額ではなく、来られる裁判所の地域に応じて、1泊当たり8,700円又は7,800円の定額で

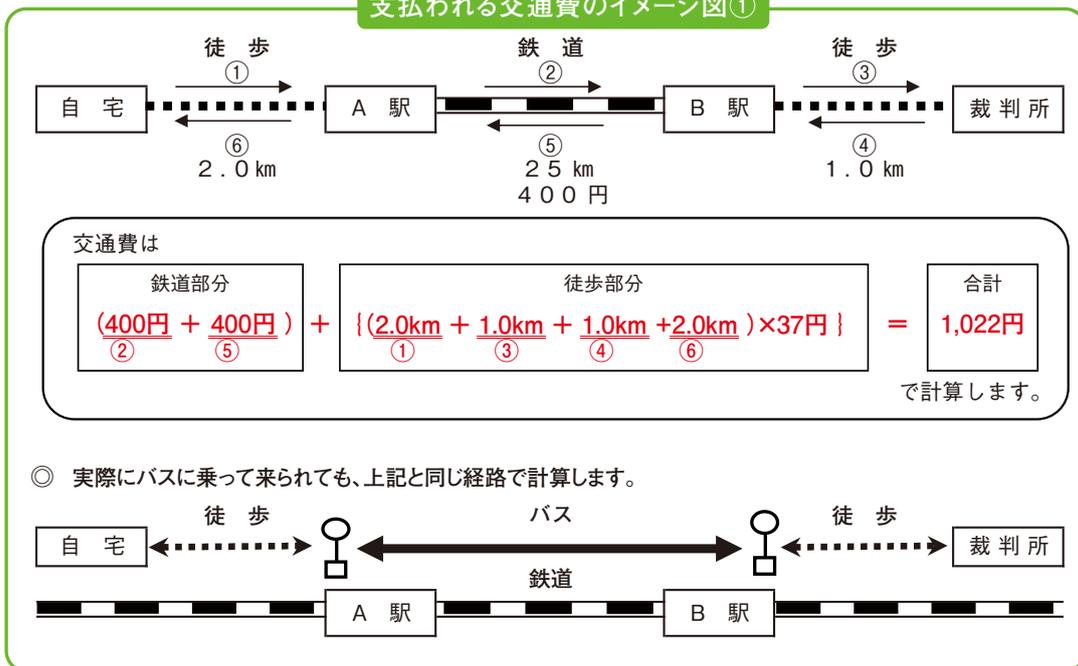
支払方法について

日当や交通費等は、預貯金口座に振り込む方法で支払われます。

ご自身名義の口座がない場合には、同居のご家族名義の口座に振り込む方法を選ぶこともできます。

口座への入金、裁判員等選任手続の日(裁判員に選任された場合には裁判の最終日)から約1週間から10日程度後になります。

支払われる交通費のイメージ図①



支払われる交通費のイメージ図②



## 8 冒頭手続 ～事件の争点が明らかになるまで～

### Ⅲ 裁判員が参加する裁判・評議の具体的なイメージ編

この章では、裁判員に選任された方が、法廷や評議の場で、実際にどのようなことを行うのかについて具体的なイメージをつかんでいただくため、裁判員に選任されたAさんを通して、放火事件の裁判を素材に説明していきます。

もちろん、実際の裁判の進行は、事件の内容によりさまざまであることは言うまでもありませんが、裁判員の立場からみた審理や評議のイメージの一端をお伝えできればと思います。

#### 質問手続室

Aさんは、裁判員選任手続で裁判員に選任されました。

その後、他の裁判員とともに、裁判長から、裁判員の職務などの説明を受けた後、宣誓を行いました。

以上で、1日目の日程は終わり、裁判長から2日目の集合時間についての説明があった後、裁判員はそれぞれ帰宅しました。



宣誓を行っている様子（広報用映画「裁判員」より）

#### 裁判長からの説明（概要）

裁判では、まず、被告人が、起訴状に書かれている犯罪を行ったかどうか、すなわち、被告人が有罪かどうかを判断し、次に、有罪の場合、被告人をどのような刑にするかを決めることとなります。裁判員の皆さんにも、この判断をしていただくこととなります。

裁判員の皆さんには、これから法廷での審理に立ち会って、検察官と弁護人から提出される証拠を見聞きしていただきます。被告人が有罪かどうか、どのような刑にするかの判断は、いずれも、この証拠だけに基づいて行うこととなります。報道されたことやうわさなどは証拠ではありませんので、これに基づいて判断してはいけません。

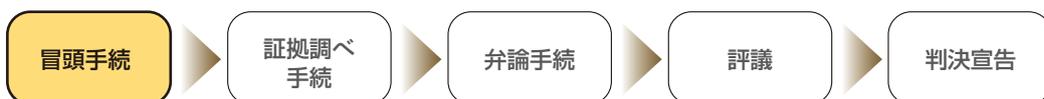
被告人が有罪であることは、検察官が証拠によって証明すべきこととされています。常識に従い、検察官が提出した証拠によって被告人が起訴状に書いてある罪を犯したことは間違いないと考えられれば、有罪と判断します。これに対し、被告人が罪を犯したかどうか疑問があるときは、いくら疑わしくても、無罪と判断しなければなりません。



最終的な結論は、審理が終わった後、裁判員と裁判官と一緒に評議をして決めます。今述べたようなルールを頭に入れて、法廷でのやり取りを見聞きしていれば、ご自分の一応の考えや疑問をお持ちになっているはずですので、評議では、そのような考えなどを自由に述べてください。裁判員と裁判官が、お互いの考えを述べ合っ

て議論を尽くせば、おのずと正しい結論になるはずで

《裁判手続の流れ》



法廷

ぼうとう てつづき (冒頭手続)

2日目から始まった法廷では、検察官が起訴状を読み上げた後、被告人と弁護人が、起訴状の「公訴事実」欄に書かれている内容について、意見を述べました。

被告人と弁護人が述べた内容は次のとおりです。

起訴状

令和〇〇年検第〇〇号

## 起 訴 状

令和〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 殿

〇〇地方検察庁  
検察官 検事 〇 〇 〇 〇 印

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 東京都千代田区霞が関1丁目〇〇番地  
住 居 東京都千代田区隼町4番2号  
職 業 工員

勾 留 中 〇 〇 〇 〇  
昭和〇〇年〇月〇日生

公 訴 事 実

被告人は、乙野次郎が所有し、現に住んでいる東京都千代田区隼町〇番〇号所在の木造モルタルトタン葺き2階建て住居（床面積合計〇〇平方メートル）に放火しようと企て、令和〇〇年〇〇月〇〇日午後8時ころ、同住居の中に侵入した上、その6畳間北側隅に積まれた段ボールに簡易ライターで火を放ち、同住居の柱等に燃え移らせ、その結果、同住居1階部分約0.7平方メートルを焼損したものである。

罪名及び罰条  
住居侵入・現住建造物等放火 刑法第130条前段、第108条

被告人

私は乙野さんの家に放火していません。令和〇〇年〇〇月〇〇日午後8時ころ、私は家にいました。

弁護人

犯行時刻ころに被告人は自宅におり、犯行に関与していないため、無罪です。

被告人と弁護人の意見によれば、今回の放火事件では、被告人が起訴状に書かれた放火の犯人かどうか争点であることが明らかになりました。

### 公 訴 事 実

被告人は、乙野次郎が所有し、現に住んでいる東京都千代田区隼町〇番〇号所在の木造モルタルトタン葺き2階建て住居（床面積合計〇〇平方メートル）に放火しようと企て、令和〇〇年〇〇月〇〇日午後8時ころ、同住居の中に侵入した上、その6畳間北側隅に積まれた段ボールに簡易ライターで火を放ち、同住居の柱等に燃え移らせ、その結果、同住居1階部分約0.7平方メートルを焼損したものである。

裁判員が参加する裁判・評議の具体的なイメージ編

## 9 証拠調べ手続 (冒頭陳述)

《裁判手続の流れ》



法廷

### しよこしら てつぎ (証拠調べ手続)

続いて証拠調べの手続に入りました。

#### 検察官の冒頭陳述

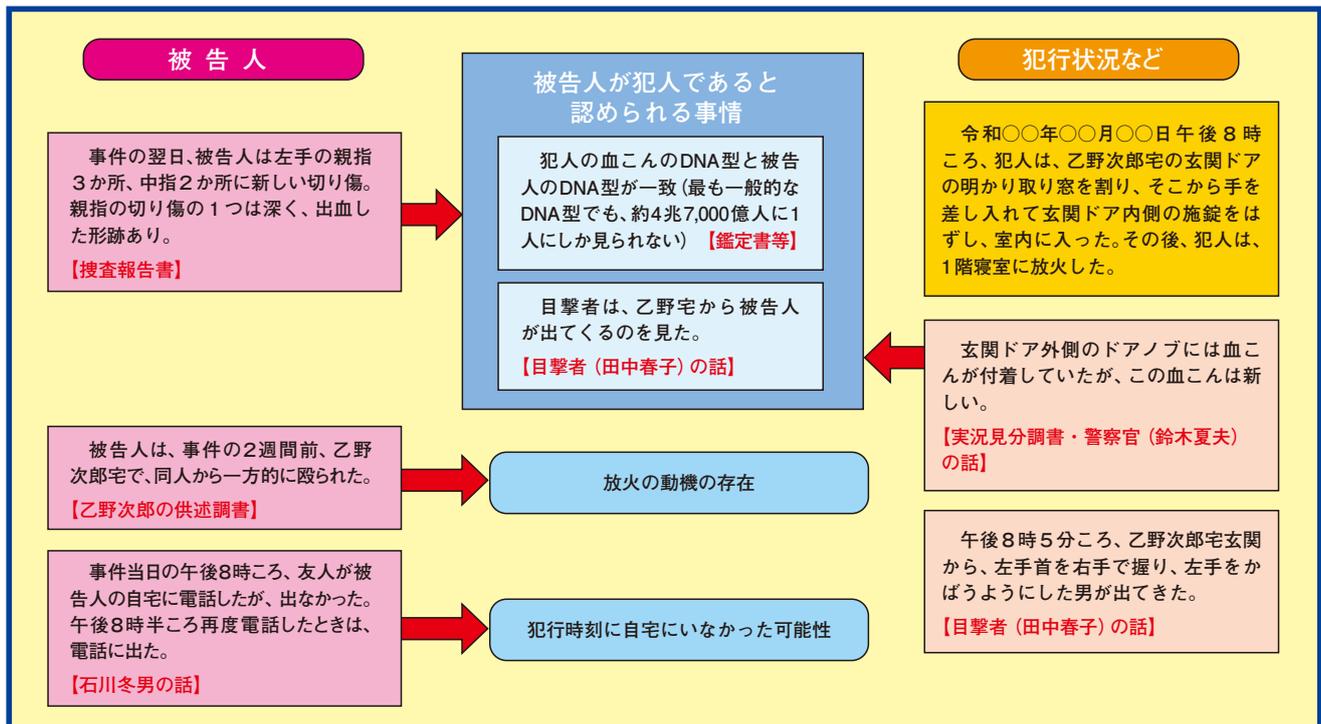
まず、検察官が冒頭陳述をします。冒頭陳述では、証拠によって証明しようとする具体的な事実を明らかにします。

検察官は、まず、犯人は、事件当日の午後8時ころ、乙野次郎宅の玄関ドアの明かり取り窓を割った上、そこから手を差し入れて玄関ドア内側の施錠を外して室内に入り、寝室で放火したものであり、この点に関する証拠の内容については、被告人・弁護人も争っていないと説明しました。

そして、検察官は、被告人が犯人であることを認める事情として、右の点を挙げました。

- ① 事件後間もない現場検証の際、玄関ドア外側のノブには血こんが付着していたが、その血こんは新しかったことを、実況見分調書及び現場検証を行った警察官の証言により証明する。
  - ② 玄関ドアのノブに付着した血こんのDNA型と、被告人のDNA型とが一致したことを警察の専門家が作成した鑑定書により証明する。また、最も一般的なDNA型でも、約4兆7,000億人に1人にしか見られないことを資料により証明する。
  - ③ 事件の翌日、被告人の左手の親指3か所、中指2か所に新しい切り傷があり、親指の切り傷の1つは深く、出血した形跡があったことを、警察官作成の捜査報告書により証明する。
  - ④ 事件当日の午後8時5分ころ、乙野宅玄関から、左手首を右手で握り、左手をかばうようにした男が出てきたが、これを目撃した田中春子が、目撃した男は被告人であるとしていることを、田中春子の証言によって証明する。
- ……………(以下、省略)……………

#### 検察官冒頭陳述



### 弁護人の冒頭陳述

続いて、弁護人が冒頭陳述を行いました。  
 弁護人は、以下のような事情を述べ、被告人が犯人であるとするには、合理的な疑いが残るので、被告人を無罪とすべきだと述べました。

- ① 被告人が左手を負傷していたのは、職場の金属加工業務によるものである。
  - ② 仮に乙野宅玄関ドアのノブに付着した血こんが被告人のものだとしても、これは2週間前に、乙野宅で、被告人が乙野に殴られた際に口の中から出血したものが付着した可能性がある。
  - ③ 目撃者は、見た男について具体的な特徴を指摘していない。また、その目撃した場所や時刻からは、確かなものとは言えず、思い違いか警察官の誘導によるものである疑いがある。
- ……………(以下、省略)……………

なお、検察官と弁護人の冒頭陳述は、前ページとこのページの下の方を、それぞれ、法廷内の大

型ディスプレイと、裁判員の席に設置された液晶ディスプレイに映し出して行われました。

### 裁判長からの争点告知

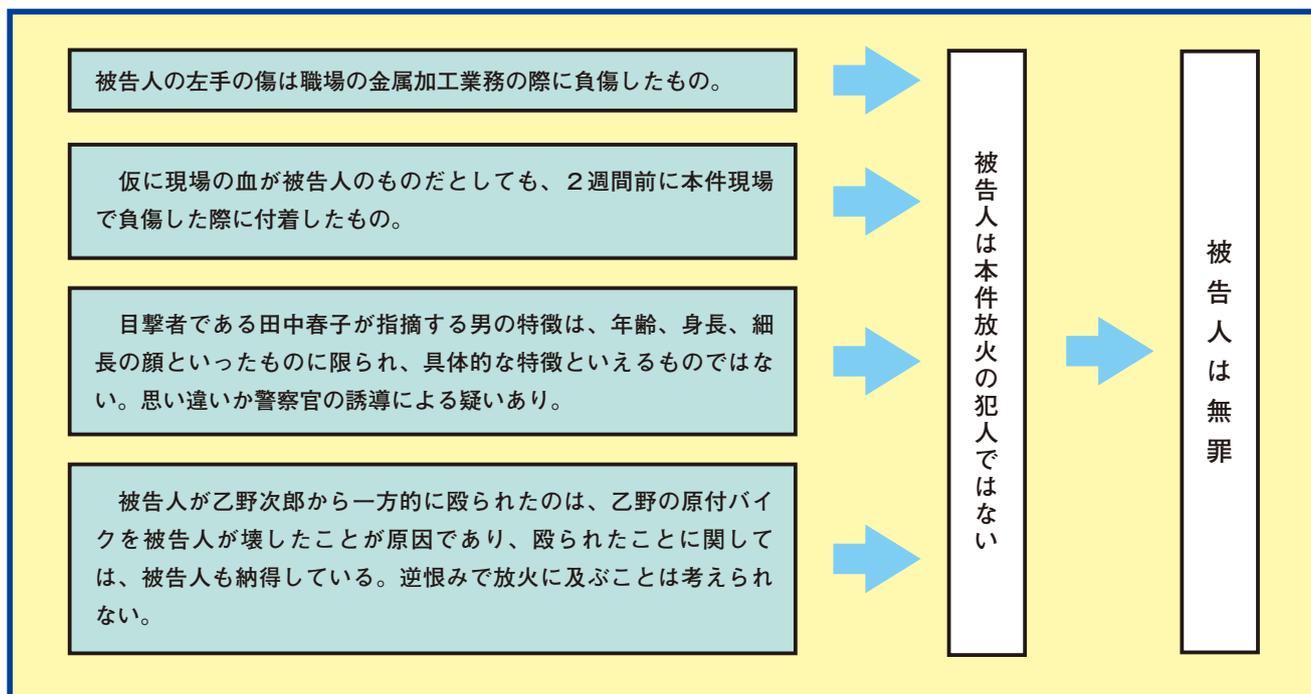
その後、裁判長から、公判前整理手続で整理された争点が告げられました。

ここまでの手続で具体的に明らかとなった争点は、以下のとおりです。

- (争点) 被告人は、本件放火事件の犯人か。  
 具体的には、
- ① 玄関ドアのノブに付着した血こんは、被告人のものか。  
 (他人の血こんと被告人の血液のDNA型が偶然に一致した可能性)
  - ② 血こんが被告人のものであるとしても、2週間前に乙野宅で被告人が乙野に殴られた際に出血したものが付着した可能性があるか。
  - ③ 田中春子が見た男は、被告人と同一人物か。
- ……………(以下、省略)……………

裁判員が参加する裁判・評議の  
 具体的イメージ編

### 弁護人冒頭陳述



# 10 証拠調べ手続 (書証の取調べ等)

《裁判手続の流れ》



## 法廷

次に、取り調べることが公判前整理手続<sup>こうはんぜんせいり てつづき</sup>で決定されていた証拠の取調べが行われました。

### ◆◆ 実況見分調書の取調べ ◆◆

最初に実況見分調書が取り調べられました。事件直後に警察官が、事件現場の乙野宅の状況を調べた結果が記載されたもので、現場の見取図や写真が付いています。

検察官は、図面や写真をディスプレイに映し出しながら、その文章の部分を読み上げました。その結果、次のことが分かりました。

○乙野宅の玄関ドアの明かり取り窓が割られ、外側のドアノブに血こんのような赤い付着物があること(乙野宅の見取図で玄関ドアの場所、放火された寝室の場所が示され、ドアの見取図でガラスの破損位置、内側施錠の位置、ドアノブの位置、血こんのようなものが付いた場所などが示されている。写真では、それぞれの場所が撮影されている。)

……………(以下、省略)……………

### ◆◆ 鑑定書等の取調べ ◆◆

次に、鑑定書の取調べが行われました。検察官は、次のような内容を読み上げました。

○乙野宅のドアノブに付いていた血こんと被告人の血液について、警察の専門家が鑑定したところ、両者のDNA型が一致したこと。  
また、関係資料によれば、最も一般的なDNA型でも約4兆7,000億人に1人にしか見られないこと。

……………(以下、省略)……………

Aさんは、最近、犯罪の捜査でDNA型鑑定というものが行われることは話に聞いていましたが、その内容を聞くのは初めてでした。最も一般的なDNA型でも、約4兆7,000億人に1人にしか見られないということだと、被告人の血液と、DNA型が一致する別人の血液が偶然にドアノブに付いた可能性はまず考えにくいと感じました。



法廷に設置されたディスプレイの様子 (広島地方裁判所)

その後、放火の被害を受けた乙野さんの供述調書などの証拠の取調べが行われ、裁判員と裁判官はいったん評議室に戻りました。

## 評議室

評議室に戻った後、裁判員と裁判官とで、先ほど取り調べた証拠の内容について、疑問点などがないかを確認しました。

その後、これから始まる証人尋問と事件の争点との関係について、裁判長から右のような説明がありました。

### 裁判長



最初に話を聞く鈴木夏夫証人は、現場検証をした警察官です。玄関ドアのノブに付着した血こんが、事件の2週間前に乙野家で被告人が負傷した際に付着した可能性があるという弁護人の主張との関係で、血こんを採取したとき、血液の状態が新しかったか古かったかということを中心に話を聞きます。

その上で、裁判員と裁判官は、法廷に戻りました。



## 11 証拠調べ手続（証人尋問）

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ  
手続

弁論手続

評議

判決宣告

法廷

法廷に戻ると、鈴木夏夫証人の尋問が行われました。  
争点に関連する鈴木夏夫証人の証言は、次のとおりです。



鈴木夏夫

……………（略）……………



検察官

玄関ドアの外側ノブから血こんを採取したのは、何時ごろですか。

事件当日の午後10時ごろです。

その血こんは、どのような状態でしたか。

玄関ドアの外側ノブに、垂れ下がるように付着していました。

色はどうでしたか。

鮮やかな紅色でした。

血こんは、新しいものでしたか。

表面は膜を張ったような感じで、中は半生のような状態でした。どんなに長くても、数時間前に付いた新しい血こんであると思いました。

……………（略）……………



弁護士

血こんを見た場所は、家の外で、暗かったのではないですか。

部屋の蛍光灯を点灯させ、懐中電灯も使用して、明るい状況で観察しました。

血こんが新しいものであったことは間違いがないのですか。

血こんをガーゼで拭き取れたことから、新しいものといえます。血が乾いていればガーゼで拭いたくらいでは採取できませんから。

採取した血こんが、警察内部ですり替わる可能性はありませんか。

厳重に封印し、立会人が署名押印した上、番号を付して保管しましたので、そのようなことはありません。

……………（略）……………

ここで休憩となり、裁判員と裁判官は、いったん評議室に戻りました。

## 評議室

Aさんは、法廷で証人の話を聞くというのは初めての経験だったので、比較的時間の短い鈴木証人の尋問でも、結構、疲れました。それだけに、慣れないうちは、こまめに休憩を取ってもらえるのはありがたいと思いました。

### ◆◆ 鈴木証言について ◆◆

休憩の間、先ほどの鈴木証人の証言について、いろいろ意見交換もされました。

裁判員の多くから、ドアノブに付いた血こんの状態に関する証言の内容は、実況見分調書の写真の様子と比べても不自然ではない、血こんが証言のような状態だったのなら、2週間も前に付いたものとは考えられないといった意見が出ました。

法廷に入る前に、裁判長から、次の田中春子証人について、以下のような説明がありました。



#### 裁判長



次に話を聞く田中春子証人は、今回の事件の犯人と思われる人を目撃した人です。検察官の冒頭陳述でも、田中証人は、自分が見た男は被告人だと話しているということですから、その点について質問されるでしょう。また、このような目撃証言が信用できるかを判断するときには、相手との距離、見た時間の長さ、見たきっかけなどが問題になりますので、その点も質問されると思います。

その後、裁判員と裁判官は、法廷に戻りました。

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ  
手続

弁論手続

評議

判決宣告

法廷

法廷に戻り、田中春子証人の証言を聞きました。  
争点に関連する証言は、次のとおりです。



田中春子



検察官

証人はどこにお住まいですか。

乙野さんの家の向かいの家に住んでいます。

乙野さんの家が火事になった日、乙野さんの家から出てきた男を見たということがありましたか。

はい。午後8時ごろ、乙野さん宅の方向でガラスが割れる音がしましたので、気になっていたのです。5分くらい経って、自宅の窓から乙野さんの家を見たときに、乙野さんの家の玄関から、男が出てくるのを見ました。

そのときに見た男の様子はどうか。

その男は、左手の手首を右手で握り、左手をかばうようにしていました。そして、乙野さん宅の門の扉を、手ではなく、右のひじで手前に引いて開けたため、手をけがしているのかなと思いました。

その男の特徴を覚えていますか。

年齢は30歳前後、身長は170センチ前後、細長の顔でした。黒っぽいジャンパーを着ていました。帽子はかぶっておらず、髪は短めでした。

その男を見たときの、その男との距離はどれくらいでしたか。

4メートル程度だったと思います。5メートルまではありませんでした。

あなたの視力はどれくらいですか。

1.2です。

その男について、警察で写真などを見せられたことがありますか。

はい。警察で事情を話した際、警察の人から、数人の写真を見せられて、この中にその男がいるかどうかを聞かれました。その中で、私が見た男だと思った写真が被告人の写真でした。その後、被告人をマジックミラー越しに見ましたが、事件の日に見た男はこの人だと思いました。

今、そこに座っているのが被告人ですが、事件の日に見た男と同じ人ですか。

はい。この人だと思います。

…………… (略) ……………



弁護人

乙野さんの家から出てきた男を見たのは、家の中からですか。

はい。外に出て確認まではしていません。

乙野さんの家の方向でガラスが割れる音がしたのは、8時ごろに間違いありませんか。

はい。8時からのテレビ番組が始まった時でしたので、間違いありません。

その男を見たとき、外は暗いので、顔がよく見えなかったのではないですか。

乙野さんの家の玄関付近は、街灯で照らされているため、顔もよく分かりました。

その男を見ていた時間は、どれくらいですか。

3、4秒くらいだったと思います。

その男の顔に、何か具体的な特徴がありましたか。

特に特徴といえるほどのものはなかったと思います。

その男の手から血が流れているところを見ましたか。

いいえ、見ていません。

先ほど、被告人を見て、この人だと言うと言いましたが、この人だと断定できますか。

そのように言われると、絶対にこの人だとは言えませんけど…。

…………… (略) ……………



裁判員A

視力については、いつ測ったものですか。

2年くらい前です。



裁判長

あなたの見た男が被告人だったかどうかについて、検察官の質問に対する答えと、弁護人の質問に対する答えとでは、少しニュアンスが異なっていました。今のあなたの感覚では、被告人とあなたが見た男は同一人物と言えますか。

絶対に同一人物だとは言いきれませんが、顔の印象や全体的な感じからすると、間違いはないと思います。



## 《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ  
手続

弁論手続

評議

判決宣告

## 評議室

田中証人の尋問終了後、評議室に戻りました。  
評議室では、田中証人の証言について、さまざま意見が出ました。  
少し、その様子をのぞいてみましょう。



裁判員C

田中証人は、絶対とは言えないけれど被告人に間違いないと言っていたのだから、現場から出てきたのは被告人に間違いないんじゃないかしら。



裁判員F

でも、夜だったし、3、4秒といえは一瞬のことだから、そんなに印象に残らないんじゃないでしょうか。



裁判員B

ガラスが割れる音がして乙野宅の方を見ていたというのだから、3、4秒でも十分印象に残るといっても考えられるんじゃないでしょうか。



裁判員D

でも、今日の証人尋問までに数か月経っているのに、被告人に間違いないというのも不自然な感じがします。



裁判員A

だけど、火事の後、警察で事情を聞かれた時に見せられた何枚かの写真の中から、乙野さんの家から出てきた男の写真だといって被告人の写真を選んだというのは、大事なことなんじゃないでしょうか。



裁判員D

弁護人が主張するように、警察官から誘導されたということも考えられるのではないのでしょうか。



裁判員E

だけど、証人は、そのようなことは何も言っていませんよ。



裁判員F

いずれにしても、田中証人も、見た男が被告人と同一人物とまでは言い切れないと言っているのだから、確実に被告人であったとまでは言えないのではないのでしょうか。

いろいろな意見が続きますが、入廷時刻が近づいたので、裁判長から、残る2人の証人について、次のような説明がありました。

## 裁判長



あと2人の証人尋問をしますが、尋問時間は短いですから、2人続けて尋問したいと思います。1人目は、被告人の職場の同僚の山田秋彦証人です。左手のけがは職場での作業中のものだという被告人の主張に関する質問が中心となります。2人目は、被告人の友人の石川冬男証人です。被告人のアリバイ主張の関係で、事件当日、被告人に電話をかけた時の状況が質問される予定です。

## 法廷



山田秋彦

まず、山田秋彦証人の尋問です。

…………… (略) ……………



検察官

あなたは、被告人と職場の同僚ということですが、どんな仕事をしていますか。

被告人と同じ作業場所で、金属加工の仕事をしています。

火事が起きた日に、被告人が手をけがしたということがありましたか。

知りませんでした。その日に、被告人が手をけがしたという話は聞いていませんし、そのように感じる出来事もなかったと思いますが…。

…………… (略) ……………



弁護士

(被告人の手のけがの写真を示し) 作業中に手をけがするのはあり得ることでか。

それはあり得ます。

職場では、いつも被告人が目に入るのでか。

それぞれ自分の仕事をしていますので、何かの機会に目にする程度です。



石川冬男

続いて、石川冬男証人の尋問です。

…………… (略) ……………



検察官

今回の火事があった日に、被告人の家に電話したことがありますか。

被告人と酒を飲もうと思って、午後8時ごろ電話をしたのですが、だれも出ませんでした。30分くらいしてもう一度電話をかけたら、今度は被告人が出ましたので、近くの居酒屋で酒を飲みました。

2度目の電話のとき、被告人から、その前に電話をかけたかと尋ねられましたか。

いいえ。私から、8時ごろかけたけど、留守だったのかと聞いたのです。

被告人はなんて言っていましたか。

そりゃ、すまん、すまんと言っていました。

…………… (略) ……………



弁護士

2度目の電話で、被告人から、「さっき電話したか」ということを言われなかったというのは、間違いありませんか。

間違いありません。最初に私の方から「俺だ、石川だ。8時ごろにもかけたけど、留守だったのか」と軽い気持ちで聞いたのです。

## 評議室

評議室では、裁判員と裁判官の全員で、これまでの審理の疑問点や感想を出し合いました。その際、裁判長から、最終的な判断に関する議論は、すべての証拠が出そろい、検察官、弁護人の最終的な意見を聞いた上で行うことになるという説明がありました。

その後、裁判員と裁判官は、法廷に戻りました。

## 12 証拠調べ手続（被告人質問）・弁論手続

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ  
手続

弁論手続

評議

判決宣告

## 法廷

法廷に戻ると、被告人質問が行われました。  
争点に関連する被告人の供述は、次のとおりです。



被告人



弁護人

……………（略）……………

今回の事件の前に、乙野さんから一方的に殴られたことがありますか。

はい。事件の2週間前に、乙野さんに呼び出され、1階の寝室で右ほほを3、4回殴られました。

どうして殴られたりしたのですか。

私が乙野さんから借りていた原付バイクを壊してしまい、そのまま道ばたに放置していたためです。

乙野さんから殴られてけがをしましたか。

はい。口の中から出血しました。

今回の事件当時、あなたは左手にけがをしていますか、いつけがをしたのですか。

火事のあった日に、職場で金属加工の仕事をしていたときにけがをしました。

乙野さん宅で採取された血こんと、あなたの血液のDNA型が一致しているということについて、どのように思っていますか。

仮に私の血だとすると、2週間前に乙野さんから殴られたときに付いたものだと思います。

……………（略）……………

事件当日、仕事が終わった後は、どうしていましたか。

仕事が終わったのが午後6時くらいで、7時には帰宅していました。その後は、雑誌を読んだりして過ごしていました。

帰宅後、どこかから電話がかかってきたことがありますか。

8時ごろに友人の石川から電話がありました。体がだるかったので、その電話には出ませんでした。その後、8時半ごろにも電話があり、出てみると石川からの酒の誘いだったため、私の家の近くの居酒屋で2時間くらい飲食しました。

午後8時ころにかかってきた電話が石川さんからのものだとどうして分かったのですか。

2度目の電話の際に、私の方から8時ころに電話をかけたかと聞いて、分かったのです。

…………… (略) ……………

田中春子さんは、事件の日の午後8時ころに、あなたが乙野さん宅の玄関から出てきたと証言していますが、それを聞いて、どのように思いますか。

他の人と勘違いしていると思います。

…………… (略) ……………



検察官

警察での取調べの当初、乙野さん宅で採取された血こんが、2週間前に乙野さんから殴られた際のものかもしれないことを話しましたか。

いいえ、話してはいません。

どうして話さなかったのですか。

その当時は思い出さなかっただけです。

口の中を切ったときの血がドアノブに付いたのはどうしてだと思いますか。

口の中の血が手に付いて、その手で、ドアノブを触ってしまったのだと思います。

…………… (略) ……………

被告人質問が終わり、証拠調べ手続が終了し、2日目の日程は終わりました。



### べんろん てつぎ (弁論手続)

3日目は、まず検察官が「論告」と呼ばれる意見陳述を行い、最後に、被告人に対して懲役6年の刑罰を科するのが相当であるとの意見(求刑)を述べました。

次に、弁護人が「弁論」と呼ばれる意見陳述を行い、法廷で取り調べられた証拠では、被告人が犯人であると認めるにはなお合理的な疑いがあるから、被告人は無罪であるとの意見を述べました。

事実に関する双方の意見は、それぞれの冒頭陳述とほぼ同じ内容です。



最後に、被告人が「私は放火などしていませんので、公正な判断をお願いします。」と述べ(最終陳述)、この事件の審理は終わりました。

## 13 評議・判決

## 《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ  
手続

弁論手続

評議

判決宣告

## 評議室

## (評議)

弁論手続後、裁判員と裁判官は、評議室で評議を行いました。

評議では、まず、法廷で取り調べた証拠をもとに、被告人が起訴状に書かれた放火を行ったかどうかについて議論しました。

## ◆◆ 被告人は犯人か ◆◆

Aさんは、ドアノブの血こんは被告人のもので、新しいものだったのだし、乙野方から出てきた男が被告人だと思うという田中証人の話も信用できるので、被告人が犯人に間違いないのではないかと意見を述べました。

他の裁判員も、被告人の血が事件の2週間前にドアノブに付いた可能性はあるか、田中証人の話を全面的に信用して大丈夫か、などといった点について、いろいろな意見を述べました。

## ◆◆ 議論を尽くして ◆◆

裁判員から一通り意見が出たところで、裁判長は、「一度にいろんなことを議論するのではなく、検察官の論告と弁護人の弁論の内容に即して、問題点を整理して議論してみましよう。」と提案しました。

そして、まず、①ドアノブの血こんは被告人のものか、②その血こんはいつドアノブに付いたのかという点を議論しましたが、DNA型鑑定、血こんの状態から、血こんは被告人のものであり、それは新しいもので2週間前に付いたものとは考えられないという点で、全員の意見が一致しました。

次に、③事件後乙野方から出てきた男が被告人かどうかを議論し、田中証人はわずかな時間しか見ていないので被告人だとは言い切れないとの意見も出ましたが、少なくとも被告人と非常に似た男であったという点では意見が一致しました。

そのほか、④事件当時、被告人が家にいたのかという点なども議論がされました。

このような議論を尽くした後、最終的には、弁護人が弁論で指摘した点を考慮しても、検察官の論告のとおり、被告人が本件放火事件の犯人であるとの結論で、全員の意見が一致し、3日目の日程は終了しました。

## ◆◆ 刑は… ◆◆

4日目は、どのような刑にするかを議論しました。

まず、裁判官の1人が、法律で定められている刑の種類や範囲を説明しました。また、検察官の求刑は、類似の先例を調査した上で、検察官の立場から、この事件について相当だと考える刑を述べたものであることなどを説明しました。

その後、どのような刑にするかについて議論がされました。

最終評議が整ったところで、裁判官3人は判決を作成するために評議室を離れ、裁判員は評議室で休憩することとなりました。

## ◆◆◆

しばらくして、裁判官3人が評議室に戻り、判決の内容を裁判員全員の前で読み上げて確認した後、裁判員と裁判官は判決宣告のために法廷に向かいました。



評議の様子（広報用映画「裁判員」より）

## 法廷

## (判決宣告)

法廷に入り、着席した後、裁判長から判決が宣告されました。

判決宣告により、裁判員の仕事は終了します。

**コラム** 多数決の方法

裁判員と裁判官の全員が評議で議論を尽くしても、意見が一致しない場合には、多数決で結論を決めます。

この場合、裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持つこととなります。ただし、裁判員のみで被告人に不利な判断（被告人が有罪か無罪かを定める場面では有罪の判断）をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいる必要があります。これを図で見ると、下図のようになります。

**【多数決の例（事実認定）】**

**【事例】**  
被告人が殺人を犯したかどうかについて、意見が分かれた。

**例1**

裁判員 裁判官

裁判員 3人、裁判官 2人 → 有罪  
裁判員 3人、裁判官 1人 → 無罪

有罪 無罪

有罪の意見の数は、5人であり（過半数）、かつ裁判官と裁判員の双方の意見を含む。

**<結論>**  
有罪

**例2**

裁判員 5人 → 有罪  
裁判員 1人、裁判官 3人 → 無罪

有罪 無罪

有罪の意見は、「裁判官及び裁判員の双方の意見を含む」という要件を満たしていないので、「被告人が有罪である」と認定することはできず、検察官が立証責任を負う犯罪事実の証明がないということになる。

**<結論>**  
無罪

また、どのような刑にするか（量刑）を判断する場面でも、多数決で結論を決めるには、合議体の過半数の意見であり、かつ、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいる必要があります。

もし、量刑についての意見が分かれ、この条件を満たさない場合には、満たすようになるまで、被告人に最も不利な（重い）意見の数を、次に不利な（重い）意見の数に足していき、結論を出すこととなります。これを図で見ると、下図のようになります。

**【多数決の例（量刑）】**

**【事例】**  
量刑について、次のように意見が分かれた。

裁判員 3人、裁判官 1人 → 懲役 7年  
裁判員 1人 → 懲役 6年  
裁判員 2人、裁判官 2人 → 懲役 5年

懲役 7年 懲役 6年 懲役 5年

いずれの意見も「裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見」になっていない。

被告人に最も不利な意見である懲役7年の意見、次に不利な意見である懲役6年の意見に加えると…

懲役 6年 懲役 5年

懲役6年の意見の数は5人（過半数）であり、かつ裁判官と裁判員の双方の意見を含む。

**<結論>**  
懲役 6年

裁判員が参加する裁判・評議の  
具体的イメージ編

## 14 名簿作成・名簿記載通知～裁判所から通知が届く～

## IV 裁判員の選任手続の具体的イメージ編

この章では、Ⅲ章で登場した A さんが裁判員に選ばれるまでのプロセスを通じて、裁判員の選任手続について、具体的に説明しています。裁判所では、国民の皆さんの負担を少しでも小さくするための運用を行っているところですが、A さんの体験を通じて、その一端をご理解いただければと思います。

この章では、ストーリー、そのストーリーに沿った解説のほか、【Q&A コーナー】を設けて、解説部分をより詳しく説明していますので、あわせてお読みください。

## ストーリー

車の販売店に勤め、経理の仕事を担当している A さん。11月のある日、自宅に帰ると、裁判所から一通の封筒が届いていました。封筒を開けてみると、A さんが裁判員候補者名簿に記載されたことを知らせる通知、パンフレット、アンケート用紙のようなものが入っていました。

この通知は、翌年1年間にわたり、裁判員に選ばれる可能性があることを知らせる文書でした。

## 解説

## 裁判員候補者名簿の作成

毎年の秋ころ、衆議院議員選挙の選挙人名簿に記載された方の中から、くじで翌年1年分の裁判員候補者が選ばれ、その名簿が作られます。

## 裁判員候補者名簿に載った人への通知

裁判員候補者名簿に載った人には、11月ころに、名簿に記載されたことの通知（名簿記載通知）が届きます。

この通知を受け取った人も、この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所に来ていただく必要はありません。この通知は、翌年、裁判員を選任するための手続を行う期日に裁判所に来てい

ただくためのお知らせが届く可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしてもらうために送られるものです。



## 【選任手続の流れ】

## 前年の秋ころ

## 名簿の作成

- ・地方裁判所ごとに、管内の市区町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成

## 前年の11月ころ

## 候補者への通知・調査票の送付

- ・裁判員候補者名簿に記載されたことの通知
- ・就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票を送付

## 事件ごとに名簿の中からくじによる選定

- ・事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじにより裁判員候補者を選定

## (原則として) 6週間前まで

## 選任手続期日のお知らせ・質問票の送付

- ・くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせを送付
- ・辞退事由の有無などを確認するための質問票を送付

## 当日

## 選任手続

- ・選任手続の当日、裁判長から裁判員候補者に対し、辞退希望の有無・理由、不公平な裁判をするおそれの有無などについて質問

## 6人の裁判員を選任

- ・最終的に裁判員6人を選任(必要な場合は補充裁判員も選任)

## Q&A コーナー

**Q** 裁判員候補者名簿に登録された人数は、全国で何人程度なのですか？

**A** 裁判員候補者名簿に登録された人数は、翌年に予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、令和5年の名簿に登録された人数は、約21万3,700人です。

**Q** 裁判員候補者名簿に登録されると、翌年1年間は、何度も裁判員候補者に選ばれるのですか？

**A** 裁判員候補者名簿に登録された後、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれて裁判所に行った人は、その年の間は、再び別の事件の裁判員候補者に選ばれることはありません。

ただし、辞退が認められた人は、再び別

の事件の裁判員候補者に選ばれる可能性があります。

**Q** 11月ごろに名簿記載通知が届かなかったのに、翌年に裁判員候補者に選ばれることはありますか？

**A** 裁判員候補者名簿に登録されず、通知が届かなかった人は、原則として翌年1年間は、具体的な事件の裁判員候補者としてお越しいただくことはありません。

ごく例外的に、最初の裁判員候補者名簿に登録された人だけでは具体的な事件に選ばれべき裁判員候補者が足りなくなった場合には追加の裁判員候補者名簿が作成されることがあり、その名簿に登録されることはあり得ます。この場合でも、裁判所から事前に名簿記載通知が送付されます。



裁判所から届いた通知を眺める裁判員候補者（広報用映画「裁判員」より）

## 15 調査票 ～調査票を返送する～



## ストーリー

封筒の中にあつたアンケート用紙のようなものは、「調査票」という表題がついていました。

Aさんは、経理の仕事をしているので、決算期は大変忙しくなります。そこで、辞退を希望する月として2月と3月を選択し、その具体的な理由として、「決算期のため多忙である」と記入して、調査票を返送しました。

## 解説

## 調査票

裁判員候補者名簿に登録された人には、名簿記載通知とともに、裁判員になれない事情などを尋ねるための調査票が送られます。

調査票で尋ねる事項は、左表にある①から③のような内容です。

## ◆ 選任手続期日のお知らせが送られないことも ◆

このうち、①の裁判員になれない職業に就いている人、②の70歳以上の人や学生などで、翌年1年間辞退を希望するとした人には、その間裁判所から選任手続期日のお知らせは送られず、裁判所に来ていただくことはありません。

また、③の特定の月の大半にわたって裁判員となることが困難であるとする理由が辞退事由に当たると認められた場合には、その特定の月に審理が行われる裁判員対象事件については、裁判所から選任手続期日のお知らせは送られず、裁判所に来ていただくことはありません。なお、裁判員になることが特に困難な月として挙げることができるのは2か月までです。

具体例としては、Aさんのように、ある月が決算期を控えて多忙であるとか、農業に従事している人であれば、ある月が農繁期に当たるといった事情が挙げられます。

## 調査票で尋ねること

- ① 就職禁止事由への該当の有無  
(例：自衛官、警察職員など)
- ② 1年を通じた辞退希望の有無・理由  
(例：70歳以上、学生又は生徒、過去5年以内における裁判員経験者、重い病気など)
- ③ 月の大半にわたって裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、その特定の月における辞退希望の有無・理由  
(例：株主総会の開催月、農産物の収穫・出荷時期など)

※これらの事情に該当しない場合には、調査票を返送する必要はありません。

※調査票によって辞退を希望しなかったとしても、その後、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれた場合には、質問票等により辞退の申立てをすることが可能です。

## 具体例

ここで、Aさん以外の人のお例も見てみましょう。

## Hさんの場合

Hさんは75歳。



調査票の「70歳以上である」を選択して、裁判所に返送しました。

70歳以上であれば辞退事由に該当しますから、Hさんは翌年1年間、裁判所から選任手続期日のお知らせが送られてくることはありませんでした。

## Jさんの場合

Jさんは21歳の大学生。



学生であれば裁判員を辞退できることは分かっていたと思いますが、裁判員を是非やってみたいと思い、1年を通じた辞退の申立てはしないこととして、調査票を返送しませんでした。

翌年、具体的な事件で裁判員候補者に選ばれたJさんには、選任手続期日のお知らせが届きました。

## Q&A コーナー

**Q** 調査票で尋ねられる内容と、質問票で尋ねられる内容に違いがあるのはなぜですか？

**A** 調査票と質問票は、裁判員に選ばれることがない人がわざわざ裁判員候補者として裁判所に来なくてもよいように、その事情を早期に把握しておくためのものです。



調査票が送付される段階では、まだ具体的な事件の裁判の日程も決まっていないので、具体的な事件や日程に関わりのない事情を尋ねます。そこで、解説にもあるとおり、法律上裁判員になることができない事情や、裁判の日程に関わりのない辞退事由などを尋ねることにしています。



一方、質問票は、具体的な事件が起訴された後、選任手続期日のお知らせとともに送付されます。その時点では、裁判の日程が決まっていますので、その日程を前提とした辞退事由などを尋ねます（質問票で尋ねる具体的な事情は、⑰「質問票」（41ページ）参照）。

**Q** 調査票にうそを書いたら、処罰されるのですか？

**A** 質問票にうそを書いた場合については罰則が定められています。これに対し、調査票にうそを書いても処罰されることはありません。

しかし、調査票は、無用に裁判所に来ていただくなくても済むようにするためのものですから、書くべき事情のある方は、正確にご記入の上、返送してください。

**Q** 辞退事由を裏付ける資料は必要ですか？

**A** 調査票で辞退の申立てをされる場合、それを裏付ける資料も送付してもらえば、よりの確な判断を行うことができます。

ただし、資料を用意すること自体も負担となりますので、すでに手元にあるものなど、容易に準備できるもので十分です。資料の例としては、学生であることを理由に辞退を申し立てる場合の学生証のコピーなどが考えられます。

### コラム 辞退の申立てに対する判断について

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民の皆さんに参加していただくことが前提です。そのため、裁判員になることは、国民の義務とされています。他方で、国民の多くの方にとって、裁判員に選ばれ、その職務を務めることが社会生活上一定の負担になることは否定できません。そこで、裁判員の選任手続における辞退の申立てについては、広く国民の皆さんに参加していただくという裁判員制度の趣旨と、皆さんの負担とのバランスを図りつつ、社会経済生活の実情に沿って適切かつ柔軟に判断する必要があると考えています。その判断の時期についても、裁判員に選ばれることのない方に、裁判員候補者として裁判所にお越しいただくことがないように、本文で解説した調査票を活用するなどして、早めにご事情を伺い、

できる限り前倒しで判断することが必要であると考えています。

このような判断の参考となるような資料を充実させるため、最高裁判所では、全国規模で国民の社会経済生活の実情に関する調査（グループインタビュー）を実施し、業種、職種、地域、ライフスタイル等に応じ、裁判員制度に参加するに当たっての障害となる事情にどのようなものがあるのかについて、情報を収集・分析しました。また、各地の裁判所においても、企業や団体への訪問や各種説明会等の機会を通じ、直接国民の皆さんのご事情を伺いました。

こうした取組を活かし、辞退申立てに対する判断が社会経済生活に即した適切かつ柔軟なものになるよう、運用しています。

## 16 選任手続期日のお知らせ～裁判の日程が分かる～



### ストーリー

3月5日、Aさんのもとに再び裁判所からの封筒が届きました。封筒の中には、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が入っています。読んでみると、4月19日に裁判所に行かなければならないこと、選任手続で裁判員に選ばれたら、裁判員として裁判に参加することになることが記載されていました。



Aさんは、翌日、具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたことを上司に話しました。上司からは、幸い決算期ではないし、Aさんの仕事は他の従業員でカバーできるから、もし裁判員に選ばれたらしっかりと務めてくるようにと言われました。そして、同僚にAさんの仕事を分担してもらう手はずが整ったので、休暇を取る手続を行いました。

### 解説

#### 選任手続期日のお知らせ

裁判所は、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者を選びます。ここで選ばれた人には、裁判員を選任する手続のために裁判所に来ていただくためのお知らせを送ります。

このお知らせには、選任手続期日のほか、裁判員として仕事をしていただく日が具体的に記載されます。

このお知らせは、原則として、選任手続期日の6週間前までに送ることになっています。

#### ショートコラム 「呼出状」って？

選任手続期日をお知らせする書面は、法律上「呼出状」と規定されています。ストーリーで紹介したとおり、この書面には「裁判員等選任手続期日のお知らせ」という分かりやすい表題を付けますが、あわせて、裁判員法に規定する「呼出状」に該当する書面である旨を【注意事項】欄に付記しています。

法律では、「呼出状」を送って裁判員候補者を選任手続期日に呼び出すこととされています。また、呼出しを受けたのに正当な理由なしに裁判所に来ない場合には、罰則が科されることもあります。「呼出状」は、このような法律上の効果を発生させる書面ですので、裁判員法が定める「呼出状」であることを明確にしておく必要があります。



なお、「呼出し」とは、裁判所に特定の日時に来てほしいという裁判所からの意思表示を表す法律用語です。「呼出し」や「呼出状」という用語は、民事訴訟の当事者や証人に対する呼出しなど、他の法律にも多く規定されています。

## Q&A コーナー

**Q** 選任手続期日のお知らせは、どのくらいの人数に届くのですか？

**A** 裁判の日数が5日以内の事件では、1件あたり平均約70人の裁判員候補者にお知らせをお送りしています。その一方で多くの公判期日を要する事件では、辞退の申立ても多くなることが予想されるため、より多くの裁判員候補者を選ばなければならないこととなります。もっとも、このうち、調査票の記載から裁判員になれないことや辞退が認められることが明らかな人には、選任手続期日のお知らせは送られません。  
 なお、質問票（41ページ参照）の記載によって辞退が認められ、裁判所に来ないで

済む人もいますので、実際に裁判所に来る人は、通常、お知らせが届いた人より少なくなります。

**Q** 裁判員候補者に選ばれたことを、上司、同僚や家族に話してもよいのですか？

**A** 法律上、裁判員候補者に選ばれたことを公にしてはならないとされています。ただし、ここでいう「公に」とは、例えばインターネットで公表するようなことを指しますので、上司、同僚や家族に裁判員候補者に選ばれたことを話すのは何ら問題ありません。

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 〇〇 〇〇 様



00000-00001

令和 年 月 日

〇〇地方裁判所 第〇刑事部  
 裁判所書記官 〇 〇 〇

**裁判員等選任手続期日のお知らせ**

当裁判所で審理を行う刑事事件（令和 年(わ)第 号）について、裁判員（及び補充裁判員）を選任する手続を行いますので、  
**令和 年 月 日( )午前 時 分**に  
**当裁判所**までお越しください。  
 なお、あなたが裁判員（又は補充裁判員）に選任された場合には、令和 年 月 日( )から令和 年 月 日( )までの間のうち、公判などの手続が予定されている次の全ての日に、裁判員（又は補充裁判員）として参加していただくことになります。  
 令和 年 月 日( ) 令和 年 月 日( ) 令和 年 月 日( )  
 令和 年 月 日( ) 令和 年 月 日( )

※ 選任する手続についての宿泊料支給の有無 前日：無 当日：無

**【注意事項】**

- 現時点では、まだ個々の事件の裁判員（又は補充裁判員）に選任されたわけではありません。
- 裁判所にお越しの際は、この書面と認め印をお持ちください。
- この「お知らせ」は裁判員の参加する刑事裁判に関する法律27条2項に規定する「呼出状」に該当する書面です。正当な理由がなく、この「お知らせ」に記載の日時に裁判所にお越しにならないときは、同法112条により過料に処せられることがあります。
- 辞退の希望などあらかじめ裁判所に伝えたい事項は、同封の質問票に記載してください。

※ 裁判所にお越しになったことの証明を希望される場合は、お帰りの際、係員にこの書面を示して、右側の欄(一)に証明印を受けてください。

〇〇 〇〇 様

あなたが、令和 年 月 日に当裁判所  
 に来庁されたことを証明いたします。  
 〇〇地方裁判所

### コラム

#### 裁判員裁判に参加するための休暇について

従業員が裁判員を務めるために必要な休暇を取することは、法律(労働基準法7条)で認められています。また、裁判員を務めるために仕事を休んだことを理由に、解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されています。

ただし、このような法律上の定めがあっても、裁判員裁判に参加するために休暇を取りやすい職場環境でなければ従業員が参加をためらってしまうこともあるでしょう。国民の良識を裁判の内容や手続に反映させるといふ裁判員制度の趣旨からすれば、社会の広い範囲から参加していただく必要があります。そのためには、会社や団体などでは、その従業員などが裁判に参加しやすい環境を整えてもらうことが極めて重要です。そして、従業員の経済的な負担感を考えると、裁判員などになる場合の特別な有給休暇制度を導入してもらうことが最も効果的であると考えられます。

裁判所をはじめとする法曹三者は、企業経営者の皆さんに、そのような有給休暇制度の導入をはじめとする環境の整備をお願いしているところです。

裁判員の選任手続の  
 具体的イメージ編

## 17 質問票 ～質問票を返送する～



### ストーリー

選任手続期日のお知らせが入った封筒には、質問票が同封されていました。

Aさんは、仕事の調整がついたことから、質問票に辞退を希望しない旨を記載し、返送しました。

### 解説

#### 質問票

具体的な事件の裁判員候補者には、選任手続期日のお知らせとともに、質問票が送られます。

質問票で尋ねる事項は左表のとおりです。

質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は、選任手続のためにわざわざ裁判所まで来ていただくなくてもいいようにします。その際には、文書や電話でお越しいただく必要がなくなった旨を改めてご連絡します。

なお、質問票にうそを書き、これを裁判所に提出した場合には、50万円以下の罰金に処されることがあります。

#### 質問票で尋ねること

質問票では、調査票（37ページ参照）でお尋ねする客観的な辞退事由（70歳以上、学生など）などのほか、辞退に関し、次の①から⑪のような事情の有無及びこれらを理由に辞退を希望するかどうかを尋ねます。

- ① 重い疾病又は傷害により裁判所に行くことが困難である
- ② 同居の親族を介護・養育する必要がある
- ③ 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある
- ④ 親族の結婚式への出席など社会生活上の重要な用務がある
- ⑤ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある
- ⑥ 妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない
- ⑦ 同居していない親族又は親族以外の同居人を介護・養育する必要がある
- ⑧ 親族又は同居人が重い病気・けがの治療を受けるための入通院等に付き添う必要がある
- ⑨ 妻・娘が出産する場合の入退院への付き添い、出産への立ち会いの必要がある
- ⑩ 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である
- ⑪ その他、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずる

### Q&A コーナー

#### Q 質問票で辞退を申し立てる場合、辞退事由を裏付ける資料は必要ですか？

**A** 調査票に関するQ&A（38ページ）でお答えしたのと同様、質問票で辞退の申立てをされる場合も、それを裏付ける資料をあわせて送付してもらえれば、よりの確な判断を行うことが可能になります。

辞退の申立ての判断に当たって、どのような場合に、どのような資料が必要かについては、事件を担当する裁判所が個別に判断することになりますが、その場合でも、できる限り裁判員候補者の負担が少なくなるような配慮をしたいと考えています。

**具体例** ここで、Aさん以外の人の例も見てみましょう。

**Kさんの場合** Kさんは、寝たきりの夫と二人暮らしです。



Kさんには夫の介護を代わってもらう人がいないので辞退を希望することにしました。そこで、質問票には、寝たきりの夫を常に介護しており、裁判には参加することができないといった事情を記載しました。そして、夫の要介護状態の区分の記載のある介護保険証のコピーを同封して、質問票を返送しました。

しばらくして、Kさんのもとに、裁判所からお越しいただく必要がなくなった旨の通知が送られてきました。

**Lさんの場合** Lさんは会社役員。選任手続期日当日には、仕事上の重要な交渉のため、海外出張が入っていました。



Lさんは、役員である自分に代わって、取引先との重要な交渉をする人がいないので辞退を希望することにしました。そこで、質問票には、海外出張が入っていること、重要な交渉のため役員である自分が自ら出張しなければならないといった事情を記載しました。そして、その資料として、航空券の領収書のコピーを同封して、質問票を返送しました。

Lさんのもとにも、裁判所からお越しいただく必要がなくなった旨の通知が送られてきました。

**Mさんの場合** Mさんは、自宅マンションでネイルアートのお店を1人で開いています。



質問票には、「仕事が忙しいから辞退を希望する」とだけ記載しましたが、それだけでは辞退が認められず、お越しいただく必要がなくなった旨の通知は送られてきませんでした。

## コラム 介護や育児を担っている人のための環境整備

具体例でも紹介したとおり、家族を介護する必要がある場合には辞退が認められます。育児の必要がある場合も同様です。

一方、家族の介護や育児の必要がある人であっても、辞退を申し立てず、裁判員候補者あるいは裁判員として裁判所に来られる場合には、既存の介護サービス(介

護保険制度や障害者自立支援制度に基づくサービス)や保育サービス(各市区町村が実施する一時保育など)を利用することができます。例えば、お子さんを保育施設に預ける必要がある人は、裁判所の周辺にある保育所にお子さんを預けて、裁判員裁判に参加することができます。



## 18 選任手続期日～裁判所に行く～

## 《選任手続の流れ》

名簿作成

名簿記載通知  
調査票選任手続期日  
のお知らせ  
質問票選任手続期日  
裁判員の選任

公判手続

## ストーリー

Aさんは、選任手続期日当日、指定された午前9時30分に裁判所に到着しました。裁判員候補者待機室に案内され、そこでしばらく待っていると、裁判所の職員が説明を始まりました。

今回の事件の被告人の名前のほか、事件の概要なども説明されました。次に、その事件や被告人と特別な関係があるかなどを尋ねる質問票を渡されましたが、Aさんにはそのような事情はなかったので、その旨を記入して提出しました。

その後、Aさんは、裁判長から質問を受けるために質問手続室に呼ばれました。事前の質問票、当日用質問票に特に記載がないが、それで間違いがないかについて確認を受けた後、仕事の都合がつかどうかを聞かれました。Aさんは、仕事の都合はつけてきたと答えました。

## 解説

## 選任手続期日

「選任手続期日のお知らせ」を受け取った裁判員候補者には、これに記載された選任手続期日の当日に、裁判所に来てもらうことになります。

## ◆◆ 事件についての説明 ◆◆

選任手続期日では、まず、裁判員候補者待機室で、担当の裁判所職員が、被告人の名前、事件の概要、罪名などを説明します。裁判員候補者は、この時点ではじめて事件の概要などを知ることになります。

## ◆◆ 当日用質問票では ◆◆

次に、当日用の質問票で、例えば、①その事件に特別な関係があるか、②事件に関する情報を報道などによって既に得ているか、③自分や近親者が同じような事件の被害にあったことがあるなどの事情があり、そのために公平な判断をすることが困難かを尋ねます。これらの質問は、事件に関連する不適格事由に該当するかどうか、不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由に該当するかどうかを把握するために尋ねるものです（不適格事由については、下表参照）。

## 質問票（当日用）

【すべての質問について、全員が回答してください。】

問1 あなたは、被告人又は被害者と関係があったり、事件の捜査に関与するなど、この事件と特別な関係がありますか。

ある ない

ある場合は、具体的にお書きください。

( )

問2 今回の事件のことを報道などを通じて知っていますか。

知らない ある程度知っている くわしく知っている

問3 あなた又は家族などの身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害にあったことがあるなどの特別な事情があって、そのために公平な判断をすることが困難であるとお考えですか。

はい いいえ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

お名前（署名） \_\_\_\_\_ 印

## 事件に関連する不適格事由

- その事件の被告人又は被害者
- 被告人又は被害者の親族又は親族であった者
- 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人等
- 被告人又は被害者の同居人又は被用者
- 事件について告発等をした者
- 事件について証人又は鑑定人になった者
- 事件について検察官又は警察官として職務を行った者など

## 不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由

- 裁判所が、不公平な裁判をするおそれがあると認めた者

## ◆◆ 裁判長からの質問では ◆◆

裁判員候補者は、当日用質問票に記入した後、順次、質問手続室において、裁判長から質問を受けます（質問手続といいます。）。裁判長は、事前の質問票と、当日用質問票を読み、それらを参考にしながら質問をしていきます。調査票や事前の質問票に記載した事情だけでは辞退事由があると認められなかった人も、その時点での具体的な事情を改めて話すことができます。その事情次第

では辞退が認められる場合があります。このほか、裁判長からは、不公平な裁判をするおそれがないかを確認するための質問がされることもあります。

なお、質問手続には、裁判官3人と書記官のほか、検察官と弁護人が立ち会います。裁判員候補者のプライバシーを保護するため、非公開で行い、第三者が傍聴することはありません。

## 具体例

ここで、事前の質問票の記載では呼出しを取り消されなかった、先ほどのMさんについて、質問手続でどのようなやりとりがされるのか見てみましょう。

－ Mさんが質問手続室に入室し、着席－



裁判長

まず確認しますが、事前に送っていただいた質問票と、本日記入してもらった質問票、いずれも記載した事項に間違いなどはありますか。



Mさん

はい、間違いありません。



裁判長

事前の質問票では、忙しいとのことで辞退の申立てをされていますが、もう少し具体的に説明してもらえますか。



Mさん

どう書いたらいいのかよく分からなくて…。実は、私、小さいですが、ネイルアートのお店を1人でやっています。完全予約制で、毎日5、6



裁判長

お1人でお店をされているということだと、代わりの人をお願いするというのは難しいのでしょうか。



Mさん

はい。代わりの人はいません。お客さんに予約をしていただいている以上、お店を休みにするわけにもいきませんし。



裁判長

分かりました。では以上で終わりです。お疲れ様でした。

－ Mさんが退室－

この結果、Mさんは辞退が認められ、午前中のうちにお店に戻ることができました。

## コラム 質問手続の目的と質問の内容

裁判長の質問は、裁判員候補者の人柄や能力、法律の知識などを判断するために行うものではありません。辞退希望の有無や不公平な裁判をするおそれの有無などを判断するために行われるもので、質問もそれらの判断に必要な最小限のもので、時間も長くはかかりません。

## コラム 質問手続の方式

辞退希望に関する事項など、裁判員候補者のプライバシーにわたる事情を尋ねる場合には、候補者ごとに個別に質問手続を行います。質問票の記載から一人一人くわしい事情を尋ねる必要がないと判断される候補者については、複数の候補者に一括して質問を行う場合もあります（もちろん、希望があれば、一人ずつ個別に事情を伺います。）。いずれにしても、質問手続は、候補者のプライバシーや負担に十分に配慮しながら行います。

## 19 裁判員の選任 ～くじで裁判員が選ばれる～



### ストーリー

Aさんは、質問手続を終えてから、再び裁判員候補者待機室に戻り、裁判員候補者全員の質問手続が終わるまで待機しました。裁判員候補者全員に対する質問手続が終わった後、裁判所の職員から、Aさんを含む6人の候補者が裁判員に選ばれたことが告げられました。

Aさんは、早速職場に電話をかけ、裁判員となったので、予定どおり休暇を取らせてもらおうと連絡しました。

### 解説

#### 裁判員の選任

裁判員候補者全員に対する質問手続が終わった後、裁判所は、辞退を申し立てた裁判員候補者について辞退を認めるかどうか、また、事件に関連する不適格事由、不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由に該当しないかどうかを判断しま

す。辞退を認める場合や不適格事由に該当すると判断する場合には、不選任決定（その裁判員候補者を裁判員としないことへの決定）を行います。



また、検察官及び弁護人は、裁判員候補者のうちそれぞれ原則として4人まで、理由を示さずに、不選任決定を請求することができます。裁判所は、この請求があった場合には、その裁判員候補者について必ず不選任決定をすることになります。

#### ◆ ◆ ◆ 最後はくじで ◆ ◆ ◆

これらの手続の後、残った候補者が6人を超えている場合には、くじにより、裁判員6人が選ばれます（事件によっては、これに加えて補充裁判員が選ばれることがあります。）。



これら一連の手続は、多くの事件では半日で終了しています。裁判員に選ばれた人は、早ければ当日の午後か翌日以降に始まる公判に立ち会っていただくことになります。公判期日は、多くの事件では連日開かれます。

一方、裁判員等に選ばれなかった人は、ここですべての手続が終了となります。

#### 【選任された6人の裁判員】



裁判員A



裁判員B



裁判員C



裁判員D



裁判員E



裁判員F

## ショートコラム 審理の日程の入れ方

審理の日程については、できるだけ連続して入れるか、間に審理を行わない日を入れるかという問題があります。



審理の日程は、公判前整理手続が終了し、裁判員候補者が裁判所に来ていただくための選任手続期日のお知らせを送る段階で決まります。裁判所としては、審理の予定や内容を考慮し、少しでも多くの裁判員候補者が参加しやすく、かつ、裁判員が審

理の内容を理解しやすくなるように審理日程を立てています。



事件の内容によりますので一概には言えませんが、審理日数が数日程度の事件であれば、連続して審理することが多く、審理日数が多い事件の場合は、週に3、4日程度ずつ、数週間に分けて審理を行うこともあるようです。



裁判員候補者待機室（静岡地方裁判所沼津支部）



評議室（津地方裁判所）

## コラム 1人の被告人に対する複数の事件の審理について

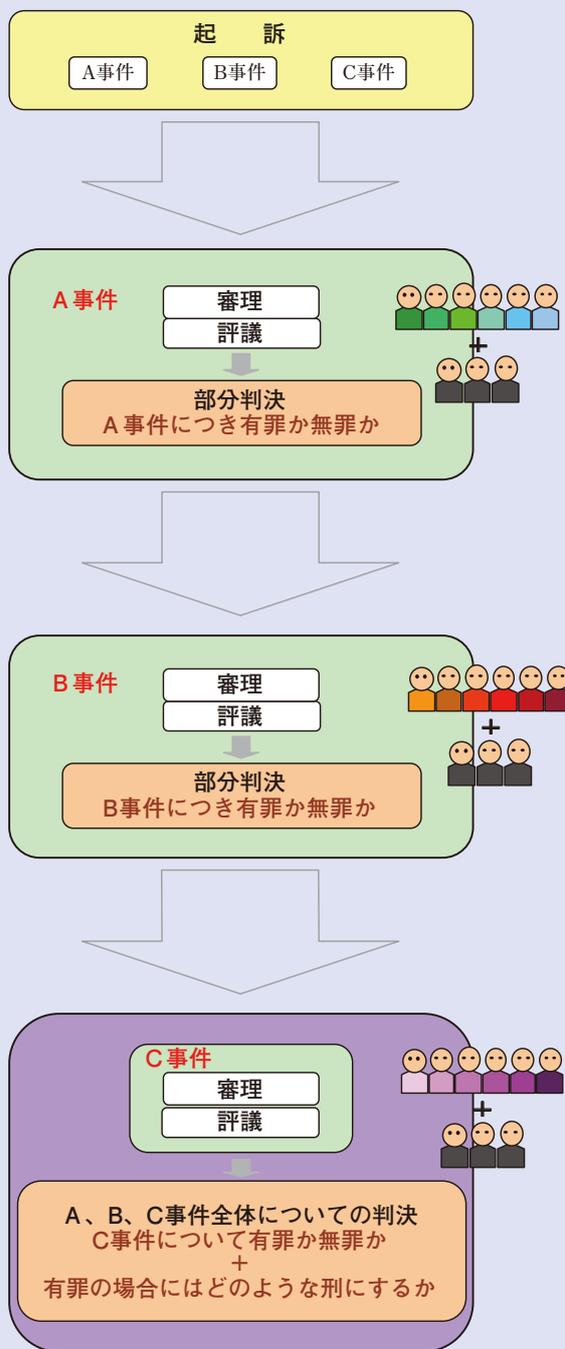
1人の被告人に対して複数の事件が起訴され、全ての事件を併せて審理した場合、事件の内容によっては、審理期間が長期化するなど、裁判員の方の負担が著しく大きくなることがあります。

そこで、このような場合の裁判員の負担を軽減するために、事件をいくつかに分け、分けられた事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理することができます（これを「区分審理制度」といいます）。その場合、最後に審理する事件を除き、分けられた事件ごとに裁判員と裁判官で有罪・無罪のみを判断する判決を行い（この有罪・無罪を判断する判決を「部分判決」といいます）、この部分判決を踏まえた上で、最後に審理を行う裁判員と裁判官が、担当する事件の有罪・無罪の判断に加えて、有罪とされた事件全体についてどのような刑にするかを判断し、判決を言い渡すこととなります。

例えば、順に起訴されたA、B、Cの3つの事件を事件ごとに区分し、A事件とB事件を担当する2つのグループは、それぞれ有罪か無罪かの判断だけを行い、最後のC事件を担当するグループが、C事件の有罪か無罪かの判断とともに、最初のA、B2つの事件の審理結果を踏まえ、A、B、C事件全体について、量刑（有罪の場合、どのような刑にするか）を決めて判決を言い渡すこととなります。この場合、裁判官3人は区分したA、B、C3つの事件を継続して担当することとなります。

このような方法によれば、裁判員を務めていただく期間は通常の事件とさほど変わらないと思われます。

なお、このように、事件をいくつかに分け、分けられた事件ごとに審理を行う場合、後の事件の審理を担当する裁判員になる人を裁判員候補者の中からあらかじめ選んでおくことができます。このあらかじめ選ばれた人のことを選任予定裁判員といいます。





裁判員候補者待機室（大津地方裁判所）



質問手続室（高松地方裁判所）



裁判員裁判用法廷（さいたま地方裁判所）



評議室（鹿児島地方裁判所）

## 資料編

## 目次

❖ 裁判員制度の実施状況について .....	50
<small>(比率は小数点第二位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならないことがある。)</small>	
❖ 事件数 .....	50
❖ 裁判員の人数等 .....	51
❖ 選任手続の状況 .....	52
❖ 審理・評議の状況 .....	53
❖ 裁判員に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想 .....	54
❖ 国民が刑事裁判に参加する主な国の制度について .....	55

## 裁判員制度の実施状況について

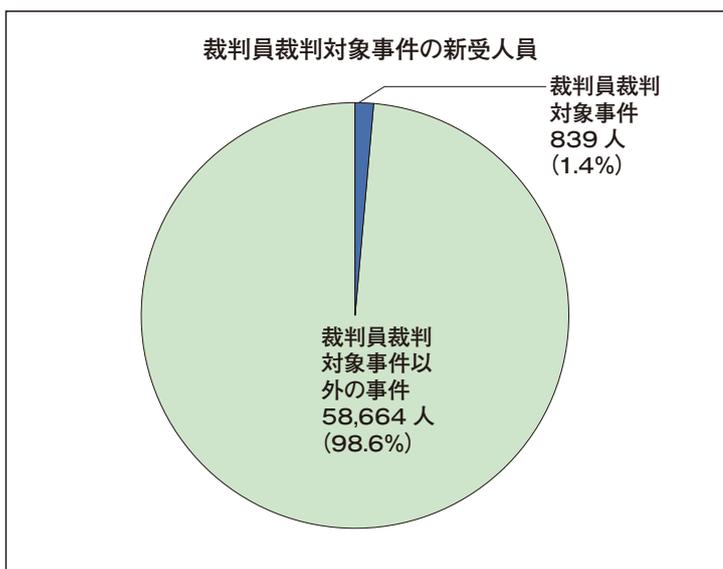
令和4年1月から同年12月までの1年間に、裁判員裁判で738人の被告人に判決が言い渡されました。このコーナーでは、その間の裁判員裁判の実施状況（統計データ・裁判員等経験者に対するアンケート結果）についてお知らせします。

### 1 事件数

令和4年1月1日から同年12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員は839人となっています。

その人員数は、同年における刑事通常第一審事件全体の新受人員（59,503人）の1.4%を占めています（図1）。

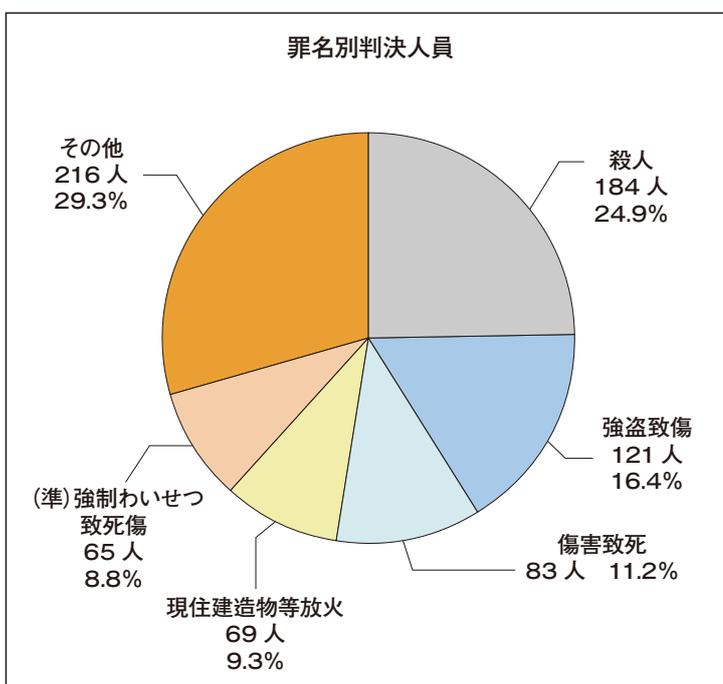
【図1】



令和4年に行われた裁判員裁判における判決人員の内訳をみると、殺人事件184人（24.9%）、強盗致傷事件121人（16.4%）、傷害致死事件83人（11.2%）の順になっています（図2）。

なお、（準）強制わいせつ致死傷は、監護者わいせつ致死傷を含んでいます。

【図2】

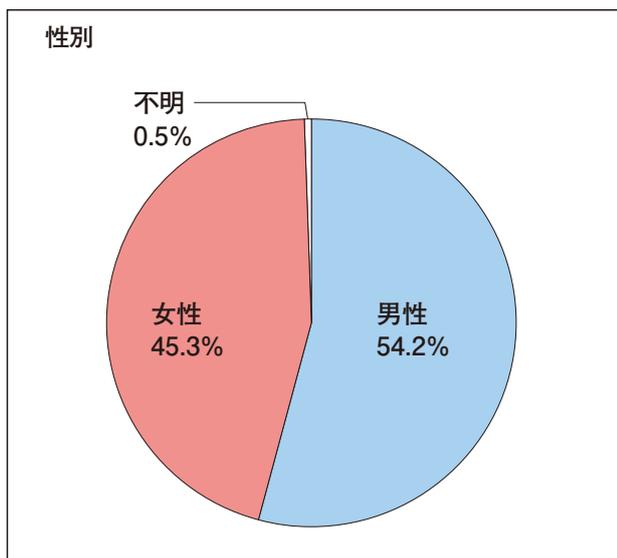


## 2 裁判員の人数等

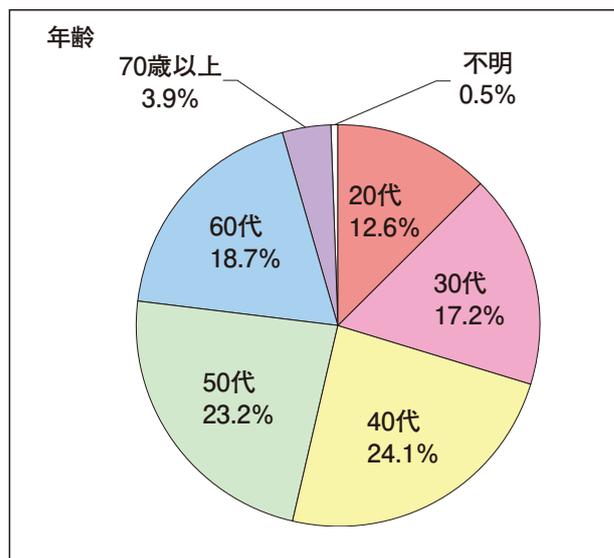
令和4年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は4,413人です。

アンケートの結果によると、性別は、男性が54.2%、女性が45.3%となっており、年齢もほぼ各年代からまんべんなく選ばれています。職業については、お勤めの方が60.5%と過半数を占め、パート・アルバイトの方(16.0%)、無職の方(7.4%)が続いています(図3~5)。

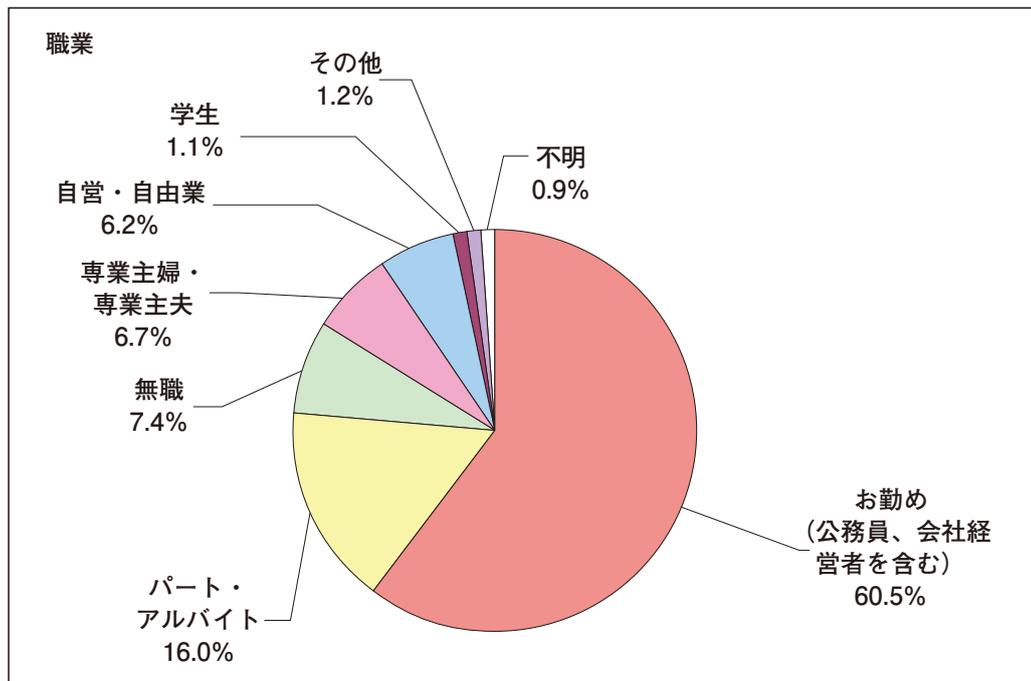
【図3】



【図4】

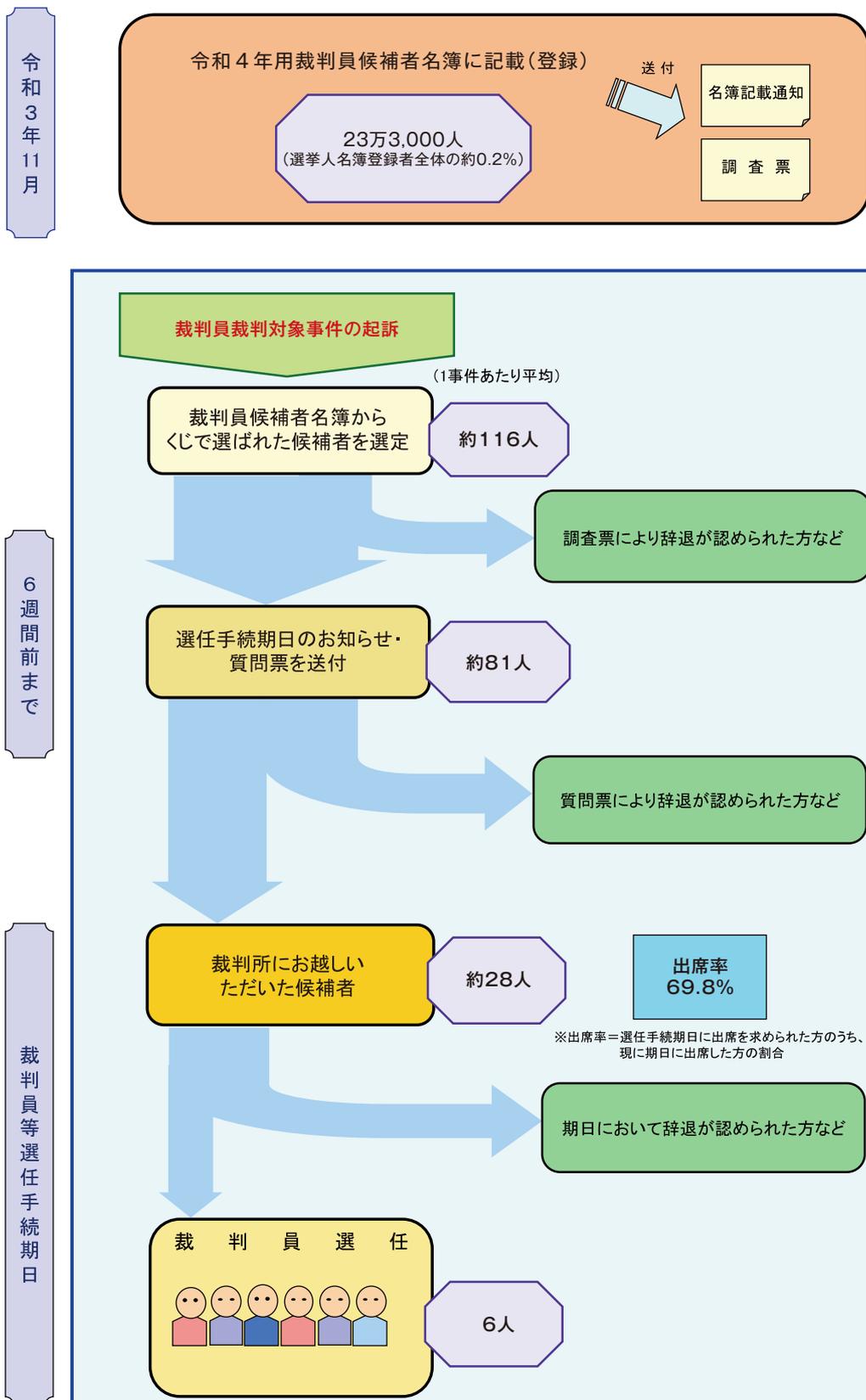


【図5】



### 3 選任手続の状況（くわしくは、35 頁以下をご参照ください。）

選任手続の状況は、以下のとおりとなっています。なお、1事件あたりの平均でみると、個別の事件ごとの裁判員候補者として選ばれた約116人のうち、68%の方は辞退が認められています。

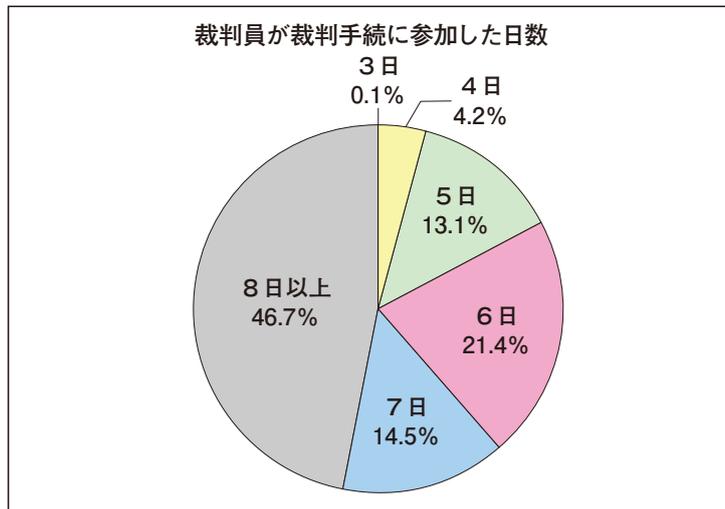


#### 4 審理・評議の状況（くわしくは、19 頁以下をご参照ください。）

(1) 裁判員が裁判手続に参加した日数は、多くの事件で6日前後となっています（図7）。

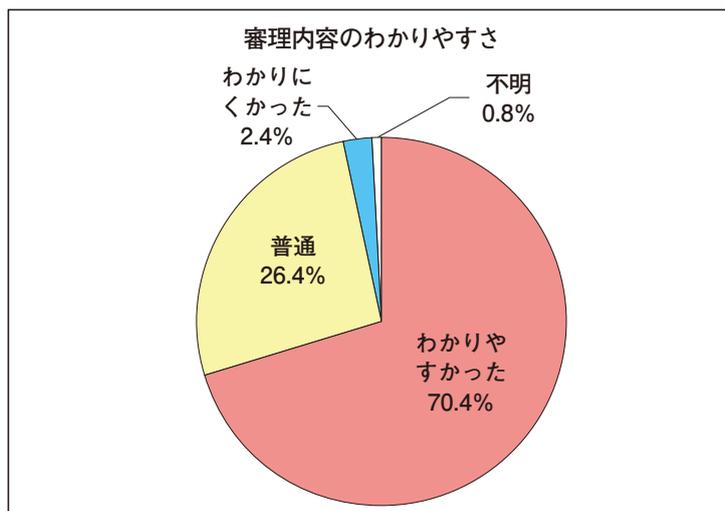
また、判決の内容を決めるための評議の時間は、平均約14.9時間でした。

【図7】



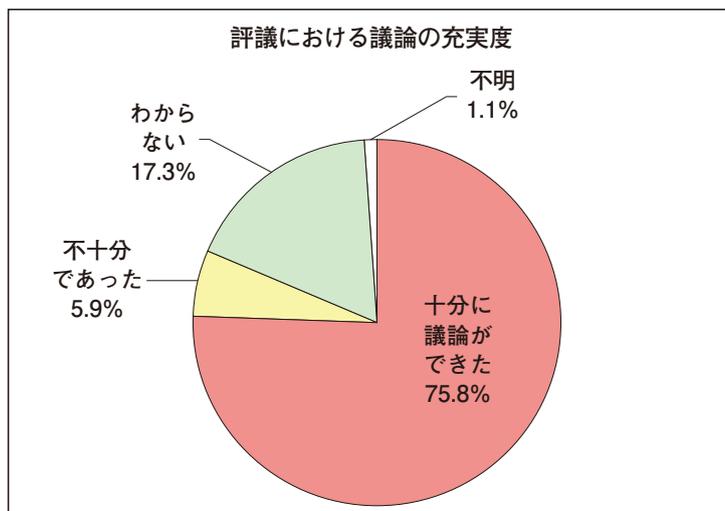
(2) 審理の内容については、70.4%の裁判員が「わかりやすかった」と回答しています（図8）。

【図8】



(3) 評議については、75.8%の裁判員が「十分に議論ができた」と回答しています（図9）。

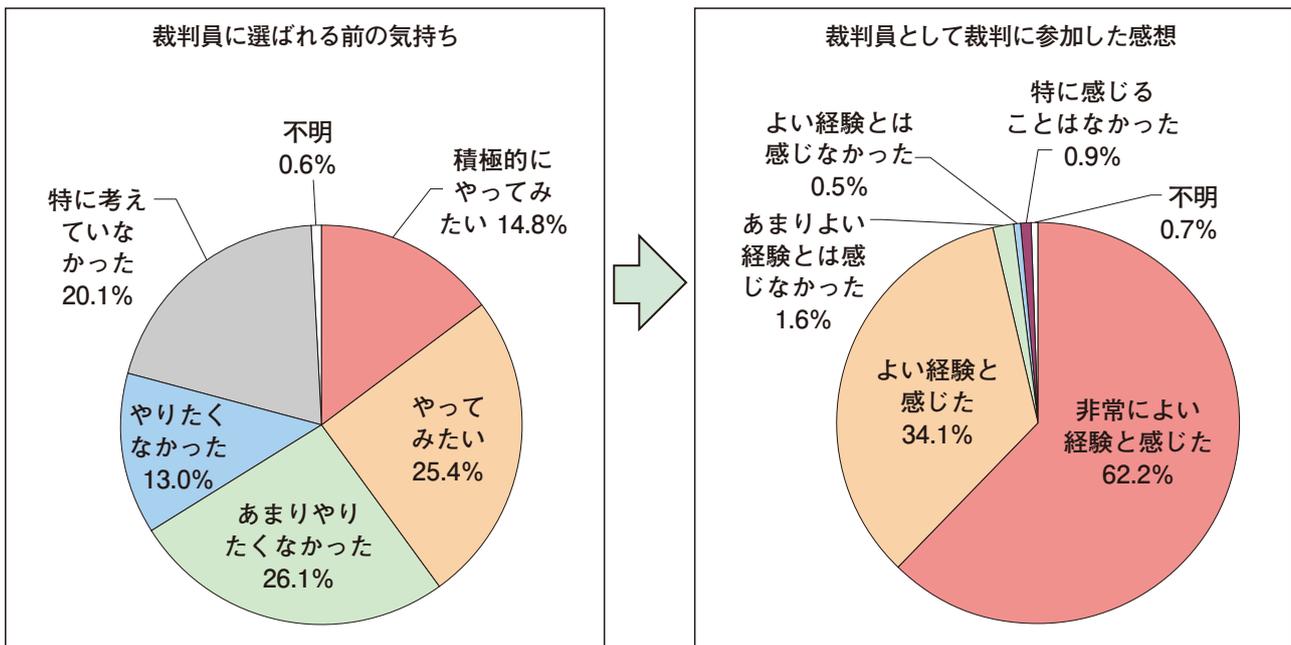
【図9】



## 5 裁判員に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想

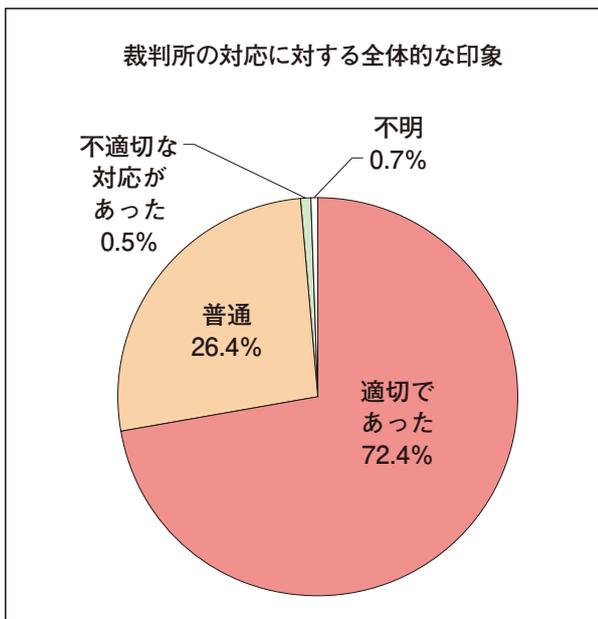
(1) 裁判員に選ばれる前は、「積極的にやってみよう」又は「やってみよう」と思っていた方が合計40.2%でしたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計96.3%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます（図10）。

【図10】



(2) 裁判所の対応（職員の対応・設備など）については、72.4%の裁判員が「適切であった」と回答しています（図11）。

【図11】



## 国民が刑事裁判に参加する主な国の制度について

	日本（裁判員）	アメリカ（陪審）	フランス（参審）	イタリア（参審）	ドイツ（参審）
対象事件 (刑事事件について)	法定刑の重い重大犯罪（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）	一定の軽微な犯罪を除き、被告人が否認している事件で陪審裁判を選択した場合	一定の重大犯罪（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）	一定の重大犯罪（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）	軽微な犯罪を除き、原則としてすべての事件（被告人の認否を問わず、被告人による選択は認めない。）
構成	○裁判官3名 ○裁判員6名	○裁判官1名 ○陪審員12名	○裁判官3名 ○参審員6名	○裁判官2名 ○参審員6名	地方裁判所 ○裁判官3名 ○参審員2名  区裁判所 ○裁判官1名 ○参審員2名
選任方法	衆議院議員の選挙人名簿から無作為抽出された候補者の中から、裁判所での選任手続を経て選任される。	選挙人名簿等により無作為抽出された候補者の中から、当事者が質問手続（含、理由なし忌避）により選出。	選挙人名簿に基づき抽選で参審員候補者の開廷期名簿を作成。候補者は開廷期間中の出頭を義務付けられる。具体的な事件の参審員は、事件ごとに、理由なしの忌避手続等を経た上で、開廷期名簿から抽選で選出される。	各自治体が2年おきに作成する候補者名簿（無作為抽出された者に、少数の希望者を登載）の中から各開廷期ごとに無作為抽出。任期中に開始されるすべての事件の審理に当たる。	市町村が作成した候補者名簿に基づき、区裁判所の選考委員会が選任。
任期	事件ごと	事件ごと	開廷期（数週間）	3か月間	5年間
評決方法	多数決 ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要	全員一致が必要	被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた3分の2以上の特別多数決。	有罪無罪については多数決で決する。量刑については過半数になるまで最も重い意見の数を順次軽い意見の数に加えて決める。	被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた3分の2以上の特別多数決。
評議・権限	裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	陪審員のみで評議し、有罪・無罪の評決を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。	裁判官と参審員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び量刑を行う。

裁判員制度についてより詳しくお知りになりたい方は  
以下のウェブサイトをご覧ください。

裁判員制度ウェブサイト

<https://www.saibanin.courts.go.jp/>

※「裁判員制度」の実施状況や裁判員経験者の方々の声、裁判員裁判の開廷情報へのリンクなどを掲載しているほか、裁判員裁判の一連の手続をわかりやすく説明した動画の配信なども行っています。ぜひ、ご覧ください。

法務省

[https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin\\_index.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_index.html)

日本弁護士連合会

[https://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen\\_judge/index.html](https://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/index.html)

法テラス・サポートダイヤルでも「裁判員制度」についてのお問い合わせをお受けしています（日曜祝日、年末年始を除く）。

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

※IP電話からは03-6745-5600

法テラスウェブサイト <https://www.houterasu.or.jp/>



裁判員制度

## 裁判員制度ナビゲーション

2023年（令和5年）10月改訂版発行

最高裁判所

東京都千代田区隼町4番2号

裁判所ウェブサイト  
<https://www.courts.go.jp/>

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。